

令和5年度 第2回糸島市環境審議会

日時：令和6年3月22日(金)14時～
場所：糸島市役所 会議室 501

◆出欠確認

◎委員氏名 (14人)

朝田 好春	井上 俊幸	久場 隆広	古藤 宏泰	坂本 朱美	蕭 耕偉郎	調 光浩
高橋 悟志	仲西 利弘	中橋 幸男	平野 照実	松藤 公元	宮澤 篤	吉岡 愛一郎

◎事務局(生活環境部 環境政策課)

小金丸 敏浩	進藤 博文	矢野 真司	塔野 重治	岡 麻衣子
--------	-------	-------	-------	-------

1 開 会

2 生活環境部担当部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 協議事項

(1) 公募委員の辞任の申し出について

(2) 第2次糸島市環境基本計画の進捗状況における評価方法について

(3) 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について

5 その他

6 閉 会

糸島市環境審議会委員名簿

(50音順)

任期：令和4年12月20日
～令和6年12月19日

番号	氏名	団体名等	備考
1	あさだ よしはる 朝田 好春		公募委員
2	いのうえ としゆき 井上 俊幸		公募委員
3	くば たかひろ 久場 隆広	九州大学 大学院工学研究院 環境社会部門	教授
4	ことう ひろやす 古藤 宏泰	深江の自然と環境を守る会	
5	さかもと あけみ 坂本 朱美	糸島市商工会	女性部長
6	しょう こうじろう 蕭 耕偉郎		公募委員
7	しらべ みつひろ 調 光浩	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	環境長
8	たかはし さとし 高橋 悟志	糸島農業協同組合	営農企画課長 ※令和5年7月20日～
9	なかにし としひろ 仲西 利弘	糸島漁業協同組合	代表理事組合長
10	なかはし ゆきお 中橋 幸男	糸島市行政区長会	副会長 ※令和5年7月20日～
11	ひらの てるみ 平野 照実	伊都国の森づくりの会	代表幹事
12	まつふじ きみもと 松藤 公元	福岡県広域森林組合	理事
13	みやざわ あつし 宮澤 篤	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
14	よしおか あいichirou 吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会	会長

○糸島市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市環境基本条例（平成22年糸島市条例第113号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、糸島市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 条例第4条第1項に規定する計画の策定に関すること。
- (2) その他良好な環境の確保に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長になる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

<第7条～第9条 起債省略>

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

第2次糸島市環境基本計画の進捗状況における評価方法について

(1) 基準年度から目標年度まで増加・減少させる目標の場合

- 基準年度以降の実績増減量を、目標年度までの目標増減量で割って達成度を測定、標語を決定する。
- 年度ごとの増加幅または減少幅に対する評価は行わない。

【例① 基準年度0のものを毎年100増やし、目標年度に500とする目標】

	基準年度 R1	R3	R4	R5	R6	目標年度 R7
目標値	—	100	200	300	400	500
実績値	基準値0	30	160	280	550	440
達成率	—	6%	32%	56%	100%	88%
評価	—	E	D	C	A	A

↑ R7 目標に対する達成率、評価

<達成率算定式>

$$(\text{評価年度実績} - \text{R1 基準値}) \div (\text{R7 目標値} - \text{R1 基準値}) \times 100$$

$$\text{R4 達成率} = (160 - 0) \div (500 - 0) \times 100 \Rightarrow 32\% \cdots \text{D}$$

$$\text{R6 達成率} = (550 - 0) \div (500 - 0) \times 100 \Rightarrow 110\% \cdots \text{A}$$

※R6のように計算結果が100%を超える場合は、100%とします。

※R3からR4にかけて130増え、1年あたり100増やす目標を上回る成果(130%増)になっていますが「各年度の増加・減少幅」は評価しません。

【例② 基準年度100のものを毎年10減らし、目標年度に50とする目標】

	基準年度 R1	R3	R4	R5	R6	目標年度 R7
目標値	—	90	80	70	60	50
実績値	基準値100	95	90	110	80	70
達成率	—	10%	20%	0%	40%	60%
評価	—	E	D	E	C	B

↑ R7 目標に対する達成率、評価

<達成率算定式>

$$(\text{評価年度実績} - \text{R1 基準値}) \div (\text{R7 目標値} - \text{R1 基準値}) \times 100$$

$$\text{R4 達成率} = (90 - 100) \div (50 - 100) \times 100 \Rightarrow 20\% \cdots \text{D}$$

$$\text{R5 達成率} = (110 - 100) \div (50 - 100) \times 100 \Rightarrow -20\% \cdots \text{E}$$

$$\text{R7 達成率} = (70 - 100) \div (50 - 100) \times 100 \Rightarrow 60\% \cdots \text{B}$$

※R5のように計算結果が0以下になる場合は、0%とします。

(2) 目標年度における「状態」を目標とする場合

- ・「〇〇事業を実施する」「〇〇以下」など、目標年度における状態を目標とする場合は、各年度における状態と目標年度の状態と比較し、評価する

【例③ これまで未実施だったものを「実施する」目標

	基準年度 R1	R3	R4	R5	R6	目標年度 R7
目標値	—	実施	実施	実施	実施	実施
実績値	基準値 未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施
達成率	—	0%	100%	100%	0%	0%
評価	—	F	A	A	F	F

↑ R7 目標に対する達成率、評価

<達成率>

実施していれば 100%・A 実施していなければ 0%・F

【例④ 毎年度基準値以下とする目標】

	基準年度 R1	R3	R4	R5	R6	目標年度 R7
目標値	—	2.0 以下				
実績値	—	3.6	2.5	1.9	1.7	2.0
達成率	—	0%	0%	100%	100%	100%
評価	—	E	E	A	A	A

↑ R7 目標に対する達成率、評価

<達成率>

2.0 以下であれば 100%・A 2.0 を超えていけば 0%・E

①・②の考え方は、糸島市長期総合計画による評価と同じ考え方です。環境基本計画の目標の中には、長期総合計画と同じ目標を設定しているものがあり、評価が計画ごとに異なると矛盾が生じますので、この方法による改定にしたいと考えています。

(3) R4年度の進捗状況評価

この内容を踏まえて、R4年度の進捗状況評価を再評価を行いました。

詳細は別表1のとおり

令和4年度

第2次糸島市環境基本計画
進捗状況

○第2次糸島市環境基本計画の進捗状況集計表（令和4年度実績）

令和4年度の計画の進捗状況について、27の計画指標ごとに点検・評価を行いました。

■評価基準

- A 達成率80%以上
- B 達成率60%以上80%未満
- C 達成率40%以上60%未満
- D 達成率20%以上40%未満
- E 達成率20%未満
- F 未着手（評価不可）

●目標の達成率

$$\text{達成率} = \frac{\sqrt{(R4\text{年度実績} - \text{基準値}(R1\text{年度}))^2}}{\sqrt{(\text{目標値}(R7\text{年度}) - \text{基準値}(R1\text{年度}))^2}} \times 100$$

※ただし、目標年度を上回る実績があった場合、達成率は100%、
基準年度を下回る実績だった場合、達成率は0%とする。

●実施の有無等が基準となる目標の達成率

実施有⇒達成率100% 実施無⇒達成率0%

※目標が「開催有無」のような場合に限り、「有」は達成率100%、「無」は達成率0%として扱います。

【目標ごとの評価集計】

	計画 指標 数	A	B	C	D	E	F
1. 地球環境にやさしい生活を実践する	6	1	1	0	1	3	0
2. 豊かな自然を守り育てる	9	5	0	0	1	2	1
3. 快適で住みやすい生活環境をつくる	9	5	0	0	0	4	0
4. 協働で環境づくりに取り組む	3	1	0	1	0	1	0
合 計	27	12	1	1	2	10	1
	100%	44.4%	3.7%	3.7%	7.4%	37.0%	3.7%

目標別の計画指標一覧

■目標1:地球にやさしい生活を実践する

(第2次糸島市地球温暖化対策実行計画 区域施策編・事務事業編)

1-1 再生可能エネルギーの普及推進		
	計 画 指 標	所 管 課
1	住宅用太陽光発電買取件数	環境政策課
2	公共施設へのクリーンエネルギー及び省エネ設備導入施設数	公共施設管理課 環境政策課

1-2 低炭素型都市基盤の整備及び保全		
	計 画 指 標	所 管 課
1	新規防犯灯のLED導入基数	危機管理課
2	糸島市内の二酸化炭素排出量	環境政策課
3	公共施設等の二酸化炭素排出量	公共施設管理課
4	バス利用者数	コミュニティ推進課

■目標2:豊かな自然を守り育てる(糸島市生物多様性地域戦略)

2-1 多様な自然環境の保全		
	計 画 指 標	所 管 課
1	荒廃森林整備面積	水産林務課
2	広葉樹の森の整備面積	水産林務課
3	河川の平均BOD値	環境政策課
4	中山間地域等直接支払事業取り組み集落数	農業振興課

2-2 豊かな自然の再生		
	計 画 指 標	所 管 課
1	汚水処理人口普及率	下水道課
2	森林の間伐面積	水産林務課
3	松林保全アダプト制度の登録団体数	水産林務課

2-3 生物多様性の保全		
	計 画 指 標	所 管 課
1	環境情報サイト等に生物多様性に関する情報掲載数	環境政策課
2	市単独自然観察会開催の有無	環境政策課

■目標3:快適で住みやすい生活環境をつくる

3-1 地域美化の推進		
	計 画 指 標	所 管 課
1	環境美化活動への参加者数	環境政策課
2	市の環境パトロールごみ回収量	環境政策課
3	不法投棄防止監視ネットワーク協力団体数	環境政策課
4	動物愛護に関する啓発記事の掲載	環境政策課
5	あき地管理に関する指導件数	環境政策課

3-2 生活環境の保全		
	計 画 指 標	所 管 課
1	野焼きの苦情件数	環境政策課

3-3 循環型社会の形成		
	計 画 指 標	所 管 課
1	クリーンセンターへのごみ搬入量	環境政策課
2	市民の1人1日当たりのごみの排出量	環境政策課
3	ごみの資源化率	環境政策課

■目標4:協働で環境づくりに取り組む

4-1 協働の仕組みづくり		
	計 画 指 標	所 管 課
1	出前講座等の学習会参加者数	環境政策課

4-2 環境情報の共有		
	計 画 指 標	所 管 課
1	環境情報サイトの新着情報数	環境政策課

4-3 人材の育成と活用		
	計 画 指 標	所 管 課
1	環境ボランティアネットワーク加入団体数	環境政策課

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標1:地球環境にやさしい生活を実践する
(第2次系島市地球温暖化対策実行計画 区域施策編・事務事業編)

■施策の方針 1-1 再生可能エネルギーの普及推進

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手(評価不可)
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値(R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	住宅用太陽光発電買取件数	4,020件	4,900件	基準値より 20%増	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2～4年度の3か年の事業として、家庭用太陽光発電設備及び家庭用燃料電池の設置に対し、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金を交付した。 ●令和4年度から9年度までの事業として、環境省交付金を活用し、脱炭素推進重点対策加速化事業を開始。家庭用太陽光発電及び蓄電池の設置補助を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度は創エネルギーのまち・いとしま推進補助金を85件交付した(太陽光85件、家庭用燃料電池0件) ●脱炭素推進重点対策加速化事業を開始し、令和4年度は5件(太陽光、蓄電池ともに5件)補助金を交付した。 ●これらの取り組みを含めて、市内で太陽光が270件増加した。 	4,671件	74.0%	B	<ul style="list-style-type: none"> ●環境省交付金を活用した脱炭素推進重点対策加速化事業を令和9年度まで実施する。1件でも多くの申請につながるよう周知活動を創意工夫する。 ●創エネルギーのまち・いとしま推進事業は、既設太陽光の自家消費・地産地消を促進するため、蓄電池単体補助にリニューアルして実施。また、CO2削減を加速させるため、今後の補助対象の拡充を検討する。 	環境政策課
2	公共施設へのクリーンエネルギー及び省エネ設備導入施設数	36施設	46施設	基準値より 10件増	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設への太陽光発電設備や高効率照明設備(LED照明)の導入を順次実施している。 ●建築年が古く太陽光発電の設置が困難な公共施設や、平成30年度に太陽光設置可能性調査を行っていない施設について、検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●前原南CCに新たに太陽光発電を設置 ●伊都郷土美術館にLED照明を設置する予定であったが、施設改修工事計画等との調整により令和6年度設置に延長した。 	39施設	30.0%	D	<ul style="list-style-type: none"> ●経産省補助金や環境省交付金を活用し、太陽光発電やLED照明等の導入を継続的に実施する。 ●平成30年度の太陽光設置可能性調査を行っていない施設について、あらためて調査の実施を検討する。 ●令和5年度は、建設中の新庁舎に太陽光発電及び井水熱空調設備、LED照明を、その他の公共施設に太陽光発電を設置予定。 	公共施設管理課 環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標1:地球環境にやさしい生活を実践する
(第2次系島市地球温暖化対策実行計画 区域施策編・事務事業編)

■施策の方針 1-2 低炭素型都市基盤の整備及び保全

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手(評価不可)
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値(R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	新規防犯灯のLED導入 基数	110基	550基	毎年110基増	●新規設置・寄附により防犯灯を設置している。	●86基の新規防犯灯を設置した。 ●実施計画事業(LED転換事業)、修繕まで含めると、令和4年度は242基の防犯灯についてLED化を行った。	182基	16.4%	E	●地域の安全安心の向上、犯罪抑止とともに、二酸化炭素排出削減を目的として、今後も新規防犯灯はLEDを導入していく。	危機管理課
2	糸島市内の二酸化炭素 排出量	546千トン (H29年)	504千トン	毎年1.5%減	●地球温暖化対策に関する広報やホームページへの記事掲載、イベントでの啓発活動を行っている。 ●太陽光発電導入を促進し、二酸化炭素排出削減を進めるため、国の交付金や市の再生可能エネルギー推進基金を活用した補助事業を実施している。	●市民まつり会場で啓発イベントを実施したが、広報での啓発はできなかった。 ●包括連携協定を締結している九州電力と連携し、次世代への環境教育を強化する目的で、糸島市出前講座に九電連携メニューを追加した(募集は令和5年度から)。 ●太陽光発電等の補助事業を実施(90件)。公共施設へ太陽光発電を設置した。 ●前年度から二酸化炭素排出量が3%増加した。新型コロナウイルス対策として在宅時間が多くなったことから家庭の電気使用量が増えたこと、市内製造業の出荷額増加等の影響が考えられる。 ※環境省「自治体排出量カルテ」の最新データが令和2年度であるため、その数値により評価しました。	467千トン (R2年度)	100.0%	A	●今後も、市民・事業者に脱炭素の必要性を訴求するため、啓発活動を強化する。同時に、ハード面では再エネ・省エネ機器、電動車の普及を促進する。 ●糸島市出前講座の九電連携メニューの周知を図り、利用促進を図る。	環境政策課
3	公共施設等の二酸化炭素 排出量	14,647トン	13,900トン	基準値より 5%減	●二酸化炭素排出量は、基準値と比較して約1%減少、前年度と比較して約5%減少した。	●共通行動計画に基づき、全ての公共施設の冷暖房の温度管理を徹底し、経費の削減と地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量の削減に努めた。	14,571トン	10.2%	E	●再生可能エネルギー導入計画に基づき、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進を図り、二酸化炭素の排出量の抑制を図る。	公共施設管理課
4	バス利用者数	435,721人	470,000人	基準値より 8%増	●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当初目標設定時よりも大幅に利用者が減少しているものの、令和4年度は、令和元年度の89%程度まで回復してきた。	●令和4年10月より、定時定路線バス市街地循環線の廃止、井原山線の改善としてオンデマンドバスの運行エリア拡大により、効率的な運行と利便性向上を実施している。	389,081人	0.0%	E	●オンデマンドバスの運行エリアの拡大や路線の見直し等により、利用者の回復を図る。	コミュニティ 推進課

未着手は「未」を入力

第2次糸島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標2:豊かな自然を守り育てる
(糸島市生物多様性地域戦略)

■施策の方針 2-1 多様な自然環境の保全

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手(評価不可)
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値(R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	荒廃森林整備面積	1,792ha	2,192ha	毎年80ha増	●木材価格の長期低迷により林業経営の採算性が悪化し、森林所有者の林業に対する関心は低下しており、林業の担い手の減少や高齢化により、間伐等の森林整備が遅れている。福岡県の森林環境税を活用しながら、順次、荒廃した森林の整備を実施し、健全な森林づくりを進めている。	●福岡県の森林環境税を活用した間伐等、59.24haの森林整備を実施した。	1,942ha	37.6%	D	●森林環境税を活用しながら、水源涵養機能や土砂災害防止等の森林の持つ多面的機能を発揮させるため、荒廃森林の整備を進めていく。 ●現在、糸島型森林再生プロジェクトを立ち上げ、森林施業のサイクルの復活のために、森林保全の担い手育成、糸島産材の活用促進について取り組んでいる。 ●間伐材等の貯木場「伊都山燦」の活用により、間伐材の利用を促進する。	水産林務課
2	広葉樹の森の整備面積	62,380㎡	66,380㎡	毎年800㎡増	●竹が隣接した森林に侵入・拡大し、荒廃している森林や樹木が枯死している森林等、森林としての公益的機能が低下しており、放置すれば公益的機能が損なわれるおそれがある箇所において広葉樹を植栽し、森林の再生を進めている。	●真名子木の香ランド周辺において植樹祭を開催(新型コロナ感染防止対策の為、小規模開催)実施した。(700㎡)	72,880㎡	100.0%	A	●水源涵養機能や土砂災害防止等の森林の持つ公益的機能の向上のため、毎年植樹祭や瑞梅寺ダム上流部の竹転等を行い広葉樹の森の整備を進める。	水産林務課
3	河川の平均BOD値	0.94mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下	2.0mg/ℓ以下維持	●公共下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及により、変動はあるものの徐々に水質は改善している。 ●令和4年度の結果は目標値である2.0mg/ℓを満足した。 ●数値が悪化した地点もあった。	●河川調査地点54箇所、環境基準の生活環境項目であるBOD値の検査を実施した。	1.55mg/ℓ	100.0%	A	●快適な生活環境を確保するため、今後も継続して監視を行う。 ●顕著な水質悪化が継続して見られる場合は、原因調査や対応について管理者と対応を検討する。	環境政策課
4	中山間地域等直接支払事業取り組み集落数	18集落	19集落	19集落維持	●19集落・487人により、市内約225haの農地(田畑)の保全がなされている。	●集落共同活動により、水路や農地周辺の草刈り、景観作物の作付、農道改修、水路改修、法面の点検・補修等を実施した。	19集落	100.0%	A	●今後も、中山間地域における農地の適正維持活動により、耕作放棄地の再生と発生の予防、多面的機能の維持などを継続して行う。	農業振興課

未着手は「未」を入力

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標2:豊かな自然を守り育てる
(系島市生物多様性地域戦略)

■施策の方針 2-2 豊かな自然の再生

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手(評価不可)
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値(R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	汚水処理人口普及率	90.4%	91.7%	R3実績値から 毎年0.1%増	●公共下水道事業による污水管整備、合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置に対する補助を実施し、汚水処理人口普及率の向上を図っている。	●公共下水道事業による污水管整備及び合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置補助により、汚水処理人口普及率の向上を図った。	91.5%	84.6%	A	●今後も都市基盤の充実、快適な農山村生活の充実、河川やため池等の水環境保全のため、計画的に事業を推進していく。	下水道課
2	森林の間伐面積	990ha	1,840ha	毎年170ha増	●糸島型森林再生プロジェクトにより、市の林業振興補助金等で補助しながら、間伐などの森林整備を行っている。 ●糸島型森林再生プロジェクト事業として、間伐材等搬出補助金制度を利用し、間伐材等の未利用材の利用促進を図っている。 ●森林組合に対して、間伐材の収集運搬用機械(グラップル・フォワーダ)の購入補助を行い、作業効率の軽減や危険防止などを行っている。 ●森林環境譲与税基金運営事業により、市有林の間伐等の森林整備を行っている。	●市の林業振興補助金等(水源保全基金運営事業及び森林整備事業)による間伐により、6.82haの森林整備を進めた。 ●森林環境譲与税基金運営事業により、間伐2.0haの森林整備を進めた。	1,034ha	5.2%	E	●間伐作業は、国・県の補助事業を活用し、水源涵養機能の保全、土砂災害防止等の多面的機能向上のために取り組みを進めていく。 ●間伐材等搬出補助金制度や貯木場「伊都山燦」を活用しながら、自ら保有する山を自ら管理する「自伐林家」の育成にも努めていく。 ●森林環境譲与税を活用し、市有林等の民有林において、間伐等による森林整備を進めていく。	水産林務課
3	松林保全アダプト制度の登録団体数	14団体	20団体	毎年1団体増	●松枯れの被害が平成22年から増加し、平成24年には甚大な被害となり、松林の保全のため、薬剤の散布や駆除を継続して実施している。 ●松林保全のためアダプト制度による松林の清掃・美化活動を推進し、白砂青松の再生に取り組んでいる。	●アダプト登録団体により、福井ノ浜、幣ノ浜及び野北浜で、61,300㎡の松林の清掃・美化活動を実施された。	14団体	0.0%	E	●地域の活動団体、学校及び大手企業などにアプローチし、登録団体数を増加させ松林の保全区域に取り組むことにより、松林の持つ公益的機能の回復に努める。	水産林務課

未着手は「未」を入力

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標2:豊かな自然を守り育てる
(系島市生物多様性地域戦略)

■施策の方針 2-3 生物多様性の保全

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手(評価不可)
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値(R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	環境情報サイト等に 生物多様性に関する 情報掲載数	年間0件	年間3件	基準値より 3件増	<ul style="list-style-type: none"> ●特定外来生物等の分布拡大や地球温暖化等の影響により、市内の自然環境の悪化等が懸念される。 ●生物多様性に関する啓発活動を行い、環境への意識改革を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報に記事を4回掲載した。 ●市ホームページへ生物多様性に関する内容を2件追加、3件更新。 	年間9件	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も生物多様性に関する内容について、広報での定期記事掲載及びホームページによる情報発信を行っていく。 	環境政策課
2	市単独自然観察会開 催の有無	開催無し	開催有り	開催の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●特定外来生物等の分布拡大や地球温暖化等の影響により、市内の自然環境の悪化等が懸念される。 ●生物多様性に関する啓発活動を行い、環境への意識改革を促す必要がある。 ●自然環境に対する市民の興味・関心を引き出していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市単独の自然観察会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。 	未	0.0%	F	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策等を講じながら自然観察会を開催できるよう検討し、市民の自然環境に対する興味・関心を引き出せる事業を行う。 	環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次糸島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標3: 快適で住みやすい生活環境をつくる

■施策の方針 3-1 環境美化の推進

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手（評価不可）
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R 4 年度取組内容	R 4 年度 実績	最終目標値 (R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	環境美化活動への参加者数	46,853人	48,000人	基準値より 2.5%増	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の生活環境の向上を図るため、地域の環境美化活動を推進している。 ●行政区を通じて市民へ周知し、各行政区や隣組単位で地域の清掃活動が実施されている。 ●行政区だけでなく、個人や団体による市内の清掃活動が年間を通して行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたことにより、前年度より増加した。 ●参加者数 春季：20,905人、秋季：22,766人 (対前年度比25,550人の増加) 	43,671人	0.0%	E	<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化活動は、身近な生活環境が保全されることや地域のコミュニティの向上にもつながる等、様々な効果があるため、今後も継続する必要がある。 ●参加者不足や高齢化により作業範囲が限られる地域もあるため、できる範囲の作業で協力いただきたい。 ●対応できない水路等は、市へ相談していただき、担当課の判断のもと対応していくこととする。 	環境政策課
2	市の環境パトロールごみ回収量	125トン	120トン	毎年1トン減	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄の通報による回収だけでなく、地域や団体、個人等の環境美化活動により、ポイ捨てゴミや地域の草刈りで出た草等の回収、海岸漂着物の回収を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●(公社)糸島市シルバー人材センターと(社福)香月福祉会MUKAに不法投棄防止監視パトロール業務を委託。海岸漂着物や不法投棄物、環境美化活動でのゴミ等を回収した。 ●不法投棄が頻発する行政区等でチラシを作成し、回覧を行った。 ●主な不法投棄物の回収件数 テレビ：10台 冷蔵庫：6台 自転車：8台 タイヤ：138本 	115トン	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄が後を絶たず、年々増加傾向にある。年間を通じた環境パトロールと合わせ、市民や事業者、地域、不法投棄監視ネットワーク等との協働により不法投棄監視を継続する。 ●今後も広報やホームページを活用しながら、不法投棄防止の啓発を行っていく。 	環境政策課
3	不法投棄防止監視ネットワーク協力団体数	24団体	30団体	基準値より 6団体増	<ul style="list-style-type: none"> ●広報やホームページを活用し、協力団体を募集している。 ●地域の実情に詳しい行政区長にも、不法投棄を発見した際に通報をお願いしている。 ●依然として不法投棄が多い状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報やホームページで協力事業者を募集した。 ●協力団体事業所に、登録事項の変更の有無・協定内容の確認等を行い、ネットワークの強化を図った。 ●不法投棄監視のネットワーク拡充のため、ボランティア団体や行政区の希望者に不法投棄監視ステッカーを配布した。 	24団体	0.0%	E	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も協力団体を拡大させるため、広報やホームページでの周知、商工会や各種団体への訪問等で募集活動を行っていく。 	環境政策課
4	動物愛護に関する啓発記事の掲載	年間2回	年間3回	基準値より 1回増	<ul style="list-style-type: none"> ●愛護動物(犬・猫等)に対する苦情・相談が年間を通して後を絶たず、特に近年は猫に対する苦情・相談が増加している。 ●飼い主の適正な飼養の啓発が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報に飼い主の適正飼養啓発記事を4回掲載。 ●飼い主のマナーアップキャンペーンを2回実施し、動物の適正飼養について啓発を行った。 	年間4回	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も福岡県糸島保健福祉事務所と連携しながら広報、ホームページで情報発信を行っていく。 	環境政策課
5	あき地管理に関する指導件数	278件	220件	基準値より 20%減	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣住民からの相談が6月から10月頃を中心に多く寄せられている。 ●市からの指導がなければ雑草の除去を行わない等、土地の管理について受動的な所有者が多く課題である。 ●複数回指導しても対応しない土地所有者もいる。 ●所有者に文書が届かない等、市では対応が不能となった案件もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●あき地条例該当124件、市民相談該当89件。 ●過去に指導歴のある土地の所有者等101名に対し、雑草除去依頼文書を5月に一斉送付した。 ●個別の相談に基づき、土地の所有者等に対して雑草除去等を指導する文書を送付した。 ●複数回の相談者には無料法律相談を案内した。 	213件	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の所有者等に対し、定期的な雑草除去と併せて自主的な土地の適正管理を促していく。 ●相談があった土地については、随時指導等を継続して行う。 	環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次糸島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標3: 快適で住みやすい生活環境をつくる

■施策の方針 3-2 生活環境の保全

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手（評価不可）
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値 (R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	野焼きの苦情件数	35件	24件	基準値より 30%減	<ul style="list-style-type: none"> ●庭木の枝、雑草、家庭菜園で出た植物性の廃棄物等の焼却行為は、後を絶たない状況である。 ●令和4年度は例年より多く苦情が寄せられた。在宅ワーク等が増えたのも一因と考えられる。 ●住宅地域付近の田畑で、焼却禁止の例外とされる農業関連の廃棄物の焼却行為に関する苦情が多い。 ●農業を営むための焼却行為は、JA糸島や市の関係部署を通じて、周辺地域に配慮しながら焼却してもらうよう、お願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●野焼き禁止に関する記事を広報に掲載し、周知を図った。 ●個別の苦情に対しては、現地で指導した。 ●野焼きにより火災が発生した場合は、発生した地域において本課と消防署の連名でチラシを回覧し、再発防止に取り組んだ。 ●消防本部と協議を行い、今後の連携等について協議した。 ●悪質なケースや事業者による廃棄物焼却については、糸島警察署と福岡県筑紫保健福祉環境事務所等と連携し対応している。 	46件	0.0%	E	<ul style="list-style-type: none"> ●野焼きに関する市民の理解を深め、広報やホームページ、回覧チラシ等を活用して、引き続き市民に周知を行っている。 	環境政策課

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標3: 快適で住みやすい生活環境をつくる

■施策の方針 3-3 循環型社会の形成

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手（評価不可）
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値 (R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	クリーンセンターへ のごみ搬入量	33,216トン	33,568トン	1人1日1%減× 人口見込数	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭系ごみの搬入量は令和3年度の26,612 t から令和4年度の26,044 t と568 t 減少した。 ●事業系ごみの搬入量は、令和3年度の4,818 t から令和4年度の4,915 t と97 t 増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたこともあり、校区文化祭や市民祭り等でごみ減量の啓発を行うことができた。 ●市外で発生したごみの搬入を防ぐため、搬入時にごみ発生場所及び本人確認を実施している。 	32,374トン	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> ●各種イベントを実施することで、ごみ減量の啓発を行っていく。 ●ごみ減量化について、広報やホームページで周知や啓発を行っていく。 	環境政策課
2	市民の1人1日当 たりのごみの排出量	937.0g	928.0g	基準値より 1%減	<ul style="list-style-type: none"> ●「有価資源回収活動奨励補助金」「資源集積倉庫等設置補助金」による紙の資源化及び「ごみ減量化器材購入補助金」による生ごみの減量を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●有価資源回収活動奨励補助金 885,883kg 3,543,532円 	890.0g	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> ●紙類、特に「雑紙」の資源化について推進する。 	環境政策課
3	ごみの資源化率	25.1%	26.0%	基準値より 1%増	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルセンターにおける不燃ごみの資源化、市民による有価資源回収活動及び牛乳パック・食品トレイ回収等の資源化に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対前年度比1.8%の減。 ●クリーンセンター資源化量 …6,832トン ●資源（集団）回収量 …935トン 	24.0%	0.0%	E	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、ごみ分別の徹底と資源回収拠点を窓口やホームページ等で市民に知らせていく。 ●携帯電話、インクカートリッジ、小型充電式電池など再資源化できるものについて回収ボックスを設置している。資源化に向けて市民に啓発を行っていく。 	環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標4:協働で環境づくりに取り組む

■施策の方針 4-1 協働の仕組みづくり

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手（評価不可）
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値 (R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	出前講座等の学習会 参加者数	2,404人	2,654人	毎年2%増	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量やリサイクルの推進等について、市民の知識や理解を深めることができる。 ●出前講座や市民まつり、校区文化祭、クリーンセンターの見学等により、ごみ減量やリサイクルの推進に関する啓発を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの感染状況をみながら、出前講座やイベントによりごみの減量に対する啓発を実施した。また、ごみの減量化や資源化の啓発を目的とした、クリーンセンターの施設見学の受け入れを実施した。 	1,435人	0.0%	E	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も積極的にイベントや施設見学の受け入れを行っていく。 	環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標4:協働で環境づくりに取り組む

■施策の方針 4-2 環境情報の共有

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手（評価不可）
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値 (R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	環境情報サイトの新着情報数	12件	15件	基準値より 3件増	●市民の環境に対する意識を向上させるきっかけとするため、環境に関する情報をホームページに掲載している。	●環境に関する市の取り組み状況や啓発、イベント等の情報を掲載した。	23件	100.0%	A	●目標値を達成したが、今後も市の取り組みやイベント等の情報を、より多く掲載できるよう継続して取り組んでいく。	環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次系島市環境基本計画の進捗状況調査票

目標4:協働で環境づくりに取り組む

■施策の方針 4-3 人材の育成と活用

●評価の標語について
 A…達成率80%以上 B…達成率60%以上80%未満
 C…達成率40%以上60%未満 D…達成率20%以上40%未満
 E…達成率20%未満 F…未着手（評価不可）
 ※達成の尺度が「有無」の場合、有は達成率100%、無は達成率0%とする。

No	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の 考え方	現 状	R4年度取組内容	R4年度 実績	最終目標値 (R7年度) に対する時点達成率	時点 評価	今後の取り組み、方針等	所管課
1	環境ボランティア ネットワーク加入団 体数	17団体	22団体	基準値より 5団体増	<ul style="list-style-type: none"> ●環境ボランティアネットワークの加入団体を拡大するため、広報等で周知している。 ●環境ボランティア活動に関する情報交換会を年1回程度実施している。 ●登録団体を支援する事業として、活動物資の支給を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録団体数は19団体を維持。 ●新型コロナウイルス感染拡大防止のため情報交換会を中止し、書面による各団体の情報提供を行った。 ●登録団体のうち5団体に対し、物品等を支給した。 ●加入団体拡大のため、広報・ホームページで募集を行った。 	19団体	40.0%	C	<ul style="list-style-type: none"> ●団体数は徐々に増加しているが、一方で散乱ごみ・不法投棄・海岸漂着ゴミは減少しているものの、未だに不法投棄の現状がある。 ●今後も、市民と行政による協働を継続する必要がある。登録団体数のより一層の増加をめざす。 	環境政策課

未着手は「未」を入力

第2次糸島市環境基本計画

(第2次糸島市地球温暖化対策実行計画)

(糸島市生物多様性地域戦略)

一部改定(案)



令和3年3月

(令和6年3月一部改定)

糸 島 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の役割	1
4 計画期間	3
5 計画の対象範囲	3

第 2 章 基本目標

1 目指す環境の姿	5
2 環境目標	6
3 各主体の役割	7
4 SDGs への対応	8

第 3 章 施策の推進

1 施策の体系	9
2 目標別の施策展開	11

【目標 1：地球環境にやさしい生活を実践する】

◆第 2 次糸島市地球温暖化対策実行計画（共通事項）	11
◆第 2 次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	18
1-1 市民・事業者への啓発活動・行動変容促進	27
1-2 再エネ設備・省エネ設備の普及推進	29
1-3 モビリティの低炭素化	31
1-4 緑化による CO2 吸収と気候変動への適応策	33
◆第 2 次糸島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	37
1-5 公共施設における再エネ・省エネ設備の導入	40
1-6 職員の行動変容促進	41

【目標 2：豊かな自然を守り育てる】

◆糸島市生物多様性地域戦略	43
2-1 多様な自然環境の保全	46
2-2 豊かな自然の再生	50
2-3 生物多様性の保全	51

【目標 3：快適で住みやすい生活環境をつくる】

3-1 地域美化の推進	54
3-2 生活環境の保全	56
3-3 循環型社会の形成	57

【目標4：協働で環境づくりに取り組む】

4-1 協働の仕組みづくり	61
4-2 環境情報の共有	61
4-3 人材の育成と活用	62

第4章 目標実現に向けた具体的な取り組み

1 目標別の計画指標及び数値目標の設定の目的	65
2 目標別の計画指標及び数値目標	66
1) 地球環境にやさしい生活を実践する	
第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	66
2) 豊かな自然を守り育てる	
糸島市生物多様性地域戦略	67
3) 快適で住みやすい生活環境をつくる	68
4) 協働で環境づくりに取り組む	69

第5章 計画の推進と進行管理

1 推進体制	70
2 進行管理	71

資料編

資料1 糸島市環境審議会（名簿）	72
資料2 糸島市環境審議会の開催経緯	73
資料3 パブリックコメント	73
資料4 糸島市の環境の現状	74
資料5 目標別の主な事業及び数値目標の考え方	83
資料6 糸島市の希少生物（福岡県レッドデータブック 2011、2014）	86
資料7 用語解説	100

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

平成22年1月に糸島市が誕生し、10年が過ぎました。私たちの住む「糸島市」は、美しい自然のみならず、貴重な歴史・文化や多様な産業など魅力あふれる地域資源を有しています。近年は、その豊かな自然や農林水産物を中心とする「ブランド糸島」が脚光を浴びることが増え、多くの観光客が訪れるようになりました。また、移住・定住促進に重点的に取り組んだことで、減少していた人口も回復し、増加に転じることができました。

その一方で、急速に進む地球温暖化や里山の荒廃、外来種の生息域拡大、都市化の進行に伴う動植物の減少やエネルギー問題の顕在化など、本市の環境を取り巻く状況が変化しています。

昨今の国際動向に目を向けると、パリ協定の採択や、国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」による、持続可能な社会を目指したさまざまな取り組みが進んでいます。

市では、平成23年3月に糸島市環境基本計画を、平成28年3月に、中間見直しを反映させた糸島市環境基本計画(後期計画)を策定し、環境保全などに取り組んできました。

第2次環境基本計画では、福岡県の第四次環境総合基本計画の考え方等を踏まえ、SDGsの考え方に対応し、地球温暖化対策への取り組み、自然の保全と共生、快適な生活環境の保全、協働による環境づくり等に計画的かつ各主体と協働して取り組むために、第2次糸島市地球温暖化対策実行計画及び糸島市生物多様性地域戦略を編入した第2次糸島市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の目的

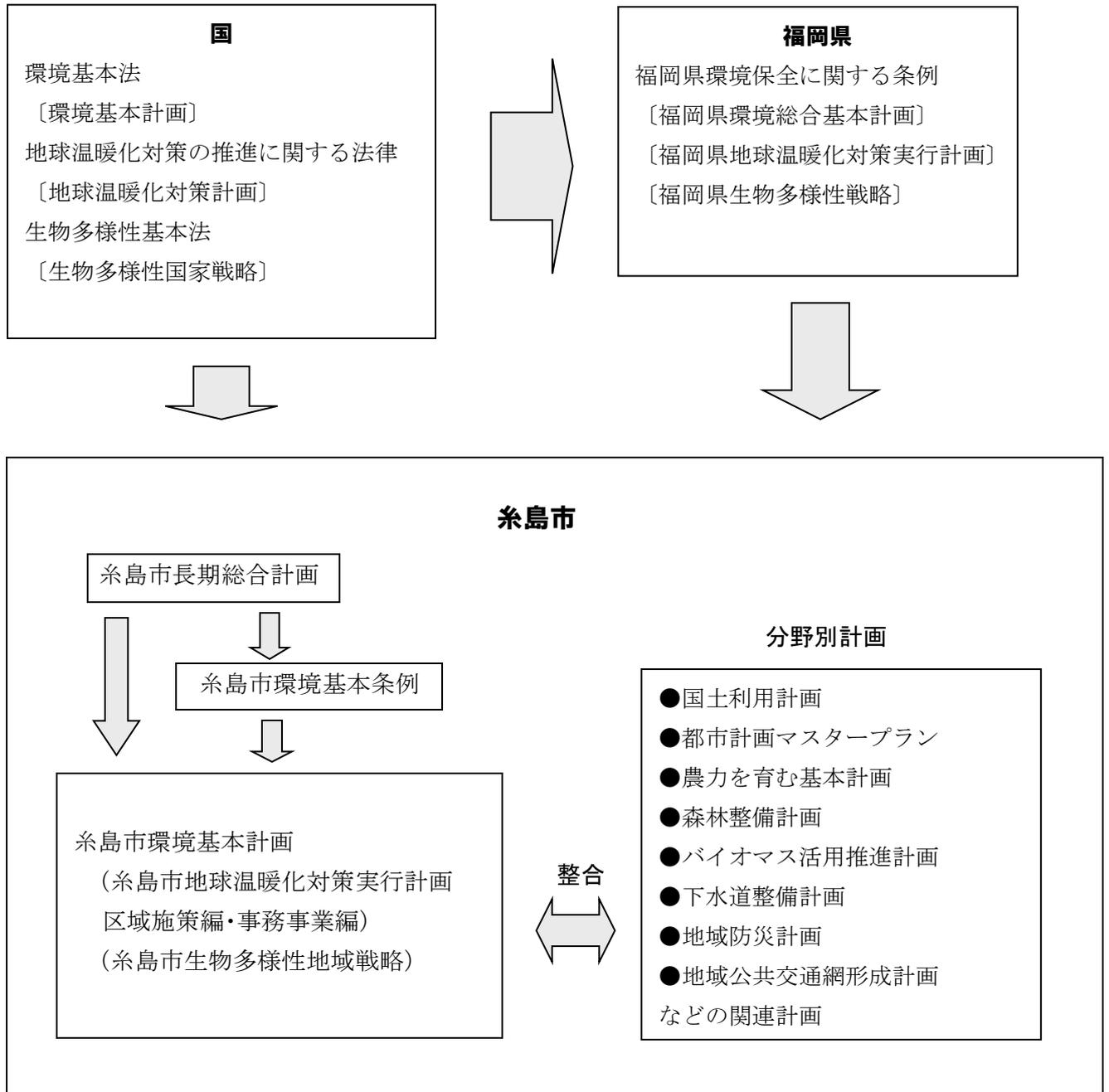
本計画は、国や県の環境基本計画を基にして、糸島市の環境の特性を踏まえたうえで、目指す環境の姿及び基本方針を示すとともに、これを実現するための目標、施策、計画の総合的・横断的な推進、進行管理のあり方などを示すことを目的に策定したものです。

3 計画の役割

本計画は、国や県の環境基本計画や環境法令を踏まえ、本市の関連計画との整合を図りつつ、糸島市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念の実現に向けて中核的な役割を担うものとして、同条例第4条の規定に基づき策定したものです。

また、本計画は、総合的かつ長期的な視点から、市の環境の保全・創造に関する施策の調整を行い、実施段階における環境配慮を行うための根拠となるものであると同時に、各主体が協働しながら、行動していくための指針となるものです。

環境基本計画の位置付け



4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。また、本計画に掲げる主な取り組みや数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、5年間とします。

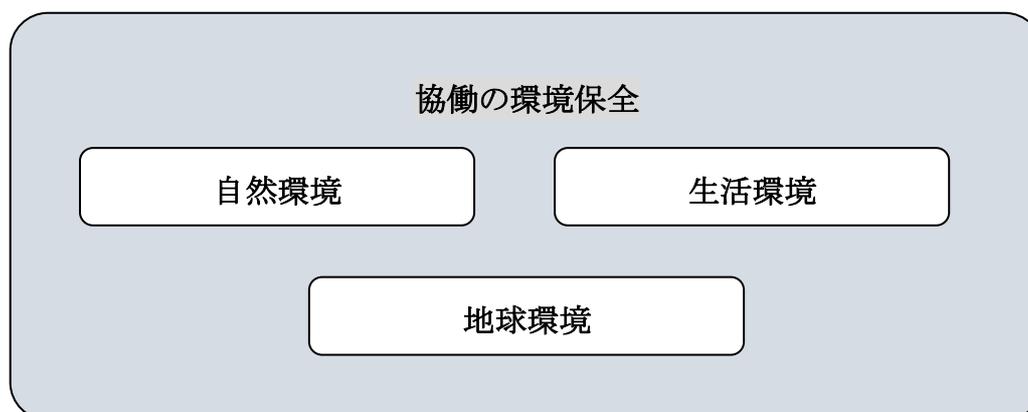
さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、数値目標の進捗状況を1年ごとに、点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に見直していきます。

5 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境は、糸島市を取り巻くすべてのものであり、市民生活を支える生活基盤で、時間的・空間的広がりを持つものです。環境の要素は、有形・無形を問わず、お互いに結びついており、社会とも相互に影響しあっています。

そこで本計画では、地球環境、自然環境、生活環境の3つの分野を対象とします。

また、糸島市全域を計画対象地域としますが、糸島市だけで解決できない広域的な問題は、周辺自治体や国・県と連携、協力して取り組んでいきます。



■本計画の対象範囲

対象とする環境の範囲	主な内容
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化など
自然環境	海岸、森林、水辺、農地、里山、生物多様性など
生活環境	不法投棄、大気、騒音、振動、悪臭、循環型社会
協働の環境保全	環境サポーター、環境保全活動、環境情報など

○糸島市環境基本条例（条例第 113 号）

平成22年1月1日制定

(目的)

第1条 この条例は、環境に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策を総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、良好な環境の確保の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の確保は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的かつ快適な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の確保についての基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的計画を策定しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講じるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第7条 市は、第4条第1項に規定する計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(指導等)

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を行う者又は行うおそれのある者に対し、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

(審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、糸島市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○糸島市環境都市宣言

平成23年9月27日制定

糸島市は、美しい山や海、恵み豊かな田園、清らかな川、古代ロマンあふれる歴史遺産など、豊かな自然と歴史に彩られたすばらしいまちです。

この恵まれた環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、ふるさと糸島市を心から愛し、豊かな自然と歴史、文化がもたらす潤いと活力あるまちを目指して、次のことに取り組むことをここに宣言します。

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる潤いあるまちをつくります。

1. 地球にやさしい生活を実践し、循環型・低炭素のまちをつくります。

1. 市民、事業者、市が協働して、より良い環境のまちをつくります。

第2章 基本目標

1 目指す環境の姿

市民、事業者、市の責務を明らかにして、環境に関する施策を総合的に推進し、市民生活の良好な環境の確保を図ることを目的としています。

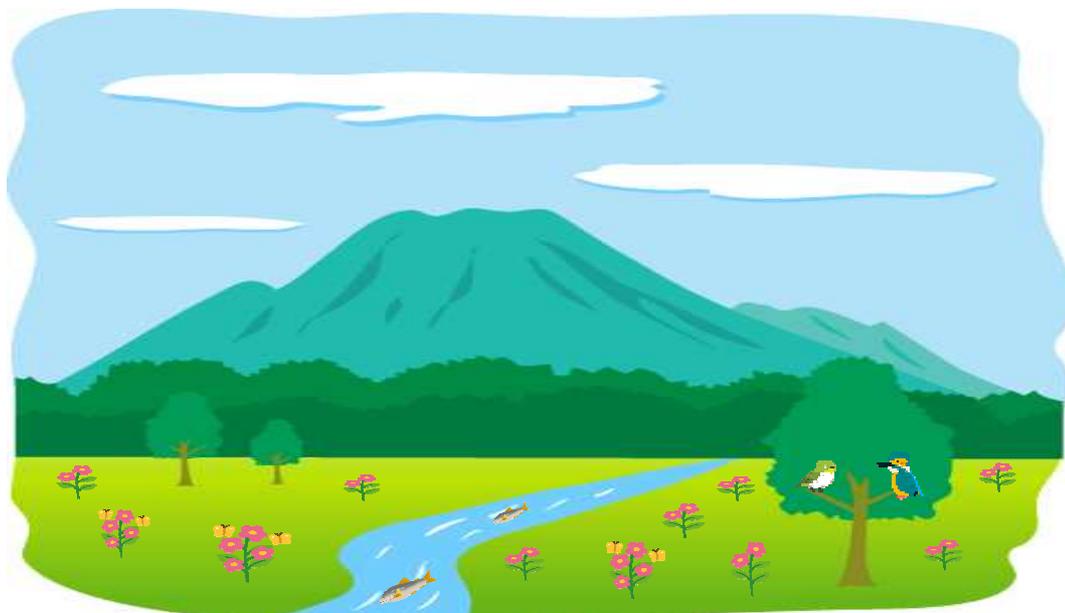
この目的を達成していくためには、各主体が協働して、環境の保全や創造に向けた取り組みを進めていくと同時に、その環境イメージ(環境の姿)を各主体が共有化することが重要です。

そこで、本計画で糸島市が目指す環境の姿を以下のように決めました。

糸島市が目指す環境の姿

豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち

いとしま



2 環境目標

市が目指す環境の姿を実現するために、次の4つの目標を掲げ、各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。

目標1

地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球温暖化による気候変動は、人類の生存基盤に関わる問題です。地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、脱炭素社会の実現に向け、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取り組み、モビリティの低炭素化を進め、地球環境にやさしい生活を実践するまちを目指します。

目標2

豊かな自然を守り育てる

糸島市生物多様性地域戦略

豊かな自然と、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を次代に引き継ぎ、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を図り、豊かな自然を守り育てるまちを目指します。

目標3

快適で住みやすい生活環境をつくる

子どもから高齢者まで、いつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちを実現するために、快適で住みやすい生活環境をつくるまちを目指します。

目標4

協働で環境づくりに取り組む

良好な環境を次代に引き継ぐために、効果的な協働の仕組みづくりや環境情報の共有化を図り、協働で環境づくりに取り組むまちを目指します。

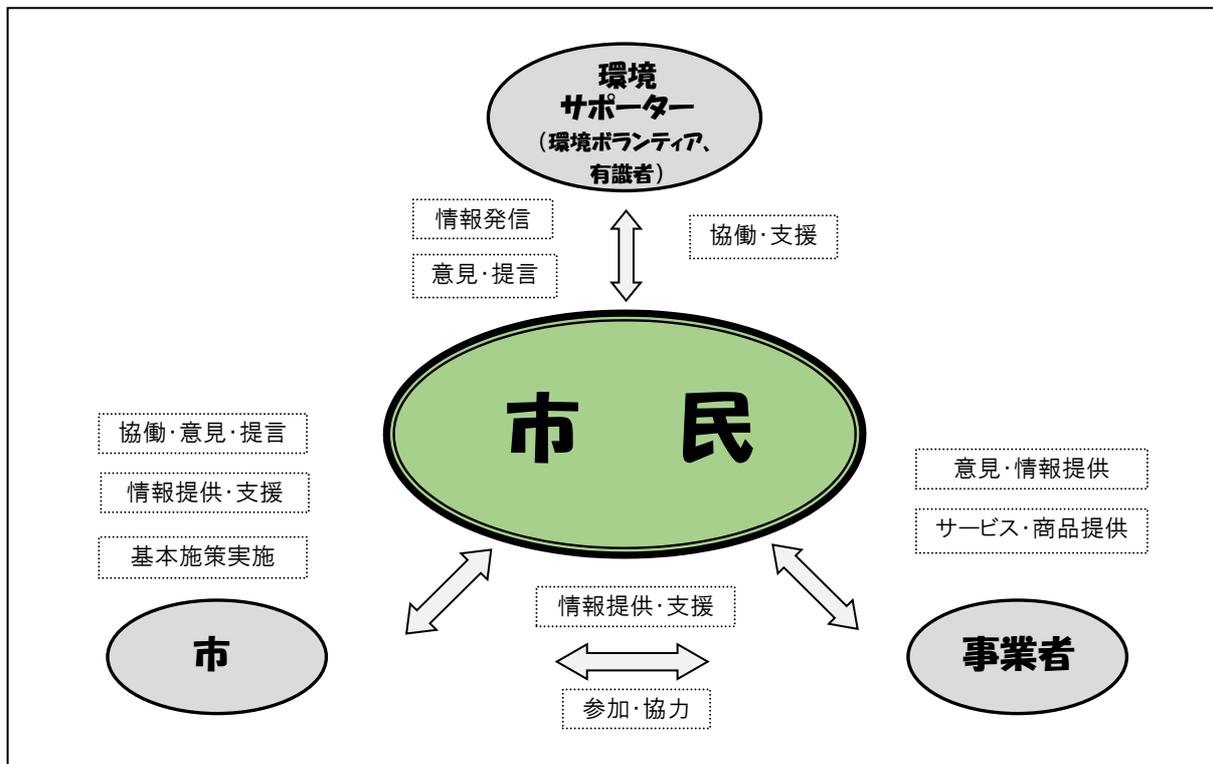


糸島市が目指す環境の姿

豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま

3 各主体の役割

4つの目標を実現するためには、各主体が次の役割を担い、人と環境との好循環を形成しながら協働して環境の保全・創造に取り組む必要があります。



主体	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活と環境問題が密接に関係していることを認識し、環境への影響を考えながら、地球にやさしい生活を実践する。 ○市民同士の連携や他団体等の協働により、環境の保全、創造に取り組む。 ○自主的、積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。 ○環境を守るための様々な取り組みに対して、意見や提言を行う。
環境サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域を対象に取り組みを行う環境サポーターは、自主的かつ積極的な環境の保全・創造を進めるため、市民や事業者をつなぐ活動に取り組むとともに、取り組み内容の情報発信を行い、市民や事業者の環境保全意識向上に努める。 ○専門的な知識を有する環境サポーターは、知識を生かした調査研究を行う。また、活動に基づいて環境施策への提言を行う。 ○団体の活動趣旨に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地球にやさしい商品やサービスの提供、製品の研究開発を心がける。 ○環境に配慮した事業の取り組みを行い、環境と経済の好循環に貢献する。 ○地域社会の一員として、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○目指す環境の姿を実現するために、基本となる施策を着実に実施する。 ○市民・事業者・環境サポーターによる自主的かつ協働による取り組みを積極的に支援する。特に、地域づくり活動や学校での取り組みを支援する。 ○環境の保全・創造のため、積極的に情報を提供する。 ○消費者、事業者の立場から、環境の保全・創造に関する取り組みを率先して実行する。

4 SDGs への対応

SDGs は、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」です。持続可能な開発は、将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発と定義されています。

【持続可能な開発目標】 本計画では、次の太字の目標に関わる施策に取り組んでいきます。

目標 1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標 2:飢餓を終わらせ、食糧安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 3:あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標 4:全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する

目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標 6:全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7:全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8:包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標 9:強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10:各国内及び国家間の不平等を是正する

目標 11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人現居住を実現する

目標 12:持続可能な生産消費形態を確保する

目標 13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 14:持続可能な開発のために海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標 15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標 16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する

目標 17:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第3章 施策の推進

1 施策の体系

本計画に掲げた4つの目標、15の施策の方針、37の基本施策の体系で推進します。

	4つの目標	施策の方針	基本施策
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	1. 地球環境にやさしい生活を実践する 【第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）】   	(区域政策編) 1. 市民・事業者への啓発活動、行動変容促進	1. ライフスタイルの転換 2. ビジネススタイルの転換
		2. 再エネ設備・省エネ設備の普及促進	1. 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進 2. ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消 3. 事業所・エリアのエネルギーマネジメント
		3. モビリティの低炭素化	1. 電動車の普及、充電インフラの拡充 2. 公共交通の利用促進、効率化
		4. 緑化によるCO ₂ 吸収と気候変動への適応策	1. 緑化事業の推進 2. 気候変動適応への取り組み検討
		(事務事業編) 5. 公共施設における再エネ・省エネ設備の導入	1. 新庁舎における自然エネルギーの活用 2. 再生可能エネルギー等の導入 3. 省エネルギー機器・設備の導入
		6. 職員の行動変容促進	1. グリーン購入・グリーン契約等の推進 2. 職員の日常の取り組み 3. 廃棄物対策の取り組み（3Rの積極的な推進）

	4つの目標	施策の方針	基本施策
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	2. 豊かな自然を守り育てる 【糸島市生物多様性地域戦略】   	1. 多様な自然環境の保全	1. 海岸・松林の保全 2. 森林の保全 3. 河川・ため池の保全 4. 農地・里山の保全
	2. 豊かな自然の再生	1. 河川・ため池の水質の改善 2. 森林・農地・里山の再生	
	3. 生物多様性の保全	1. 希少な動植物の保護・保全 2. 外来生物の対策	
	3. 快適で住みやすい生活環境をつくる    	1. 地域美化の推進	1. 不法投棄対策 2. ペットの適正な飼育と管理 3. あき地・空き家などの管理対策 4. 協働による地域美化の推進
	2. 生活環境の保全	1. 大気の保全 2. 騒音・振動・悪臭対策 3. 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策	
	3. 循環型社会の形成	1. ごみの減量(Reduce) 2. 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進 3. 3R・廃棄物の適正処理の推進	
	4. 協働で環境づくりに取り組む  	1. 協働の仕組みづくり	1. 環境保全活動への参加の仕組みづくり
	2. 環境情報の共有	1. 環境保全活動への参加の仕組みづくり	
	3. 人材の育成と活用	1. 環境サポーターの育成・支援 2. 未来を担う子どもたちの育成	

2 目標別の施策展開

目標 1

地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国を主体として国際的な取り組みが必要です。また、国際的な目標を達成するためには、すべての国民が日常の生活や事業活動の中で、地球にやさしい取り組みを実践していくことが欠かせません。そのため、市民一人ひとりが地球環境問題の解決に向けた貢献を実感できる取り組みの策定をめざします。

第2次糸島市環境基本計画の目標1は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）」に基づく「第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」として位置づけ、策定します。

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（共通事項）令和5年度改定

1. 計画策定の背景

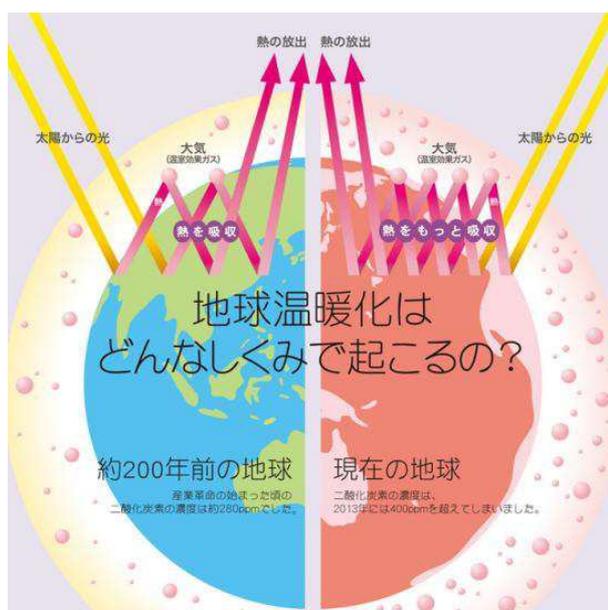
(1) 気候変動の影響

【①地球温暖化とは】

地球の表面は太陽光により温められていますが、地球を取り囲んでいる二酸化炭素（以下、「CO₂」）などの温室効果ガスが宇宙へ放出されようとする熱を適度に吸収し、地球を一定の温度に保っています（平均気温14℃）。近年、地球の平均気温が少しずつ上昇していることが確認されています。

これは、18世紀後半に起こった産業革命によってエネルギー源として石炭や石油、ガス等の化石燃料を大量に使用するようになり、大気中のCO₂などの温室効果ガスが増加したことが原因と考えられています。それにより熱の吸収量も増え、宇宙へ放出されるはずだった熱が地球に残っていると考えられています。このような状態を「地球温暖化」と呼んでいます。

そして、地球温暖化が原因とみられる気候変動が、環境に大きな影響を及ぼしています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

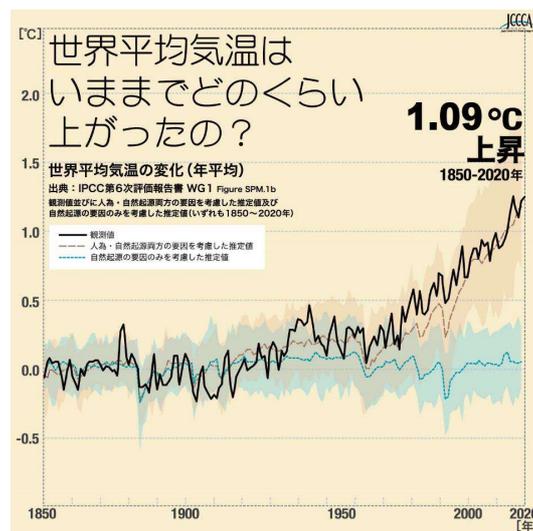
【②地球温暖化による気候変動の影響】

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存に関わる問題と認識されています。すでに世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、わが国においても平均気温の上昇、真夏日・熱帯夜の増加、台風・集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発等による被害、農作物や生態系への影響等が確認されています。

2021(令和3)年8月に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書によると、世界の平均気温は1850年から2020年までに約1.1°Cも上昇し、今後もこの速度で地球温暖化が進んだ場合は、2030(令和12)年には1.5°C上昇すると予測されています。

その原因について、同報告書には「人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と記され、大気・海洋・雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、リスクはさらに高まると予測されています。



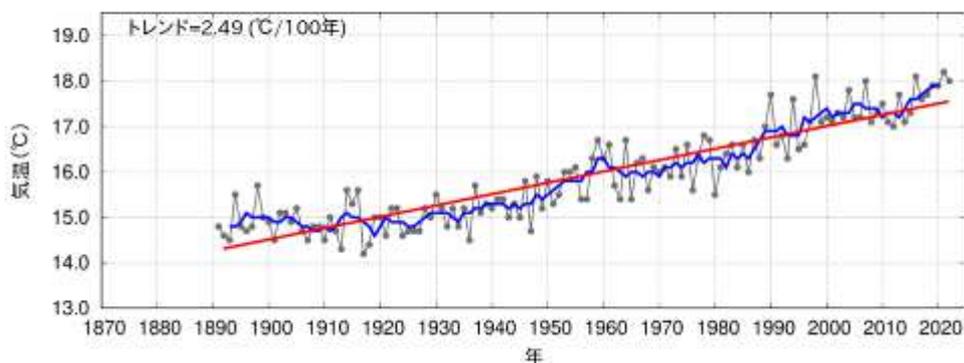
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

【③日本への影響】

気象庁から毎年報告されている気候変動監視レポートによると、全国で長期的に気温が上昇しており、日本の年平均気温は100年で1.26°C上昇しています。また、気温上昇が原因と考えられる真夏日・猛暑日の日数増加や年積雪量の減少、海水温の上昇、熱中症や農畜産物の品質低下等も多発しています。

福岡管区気象台から毎年報告されている九州・山口県の気候変動監視レポートによると、本市を含む福岡地方でも長期的に気温が上昇しています。福岡地区の年平均気温は100年で2.49°C上昇し、全国平均を大きく上回っています。

福岡の年平均気温



出典：気象庁「気候変動監視レポート2020」

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、京都議定書以来18年ぶりに法的拘束力のある国際的な合意文書であるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

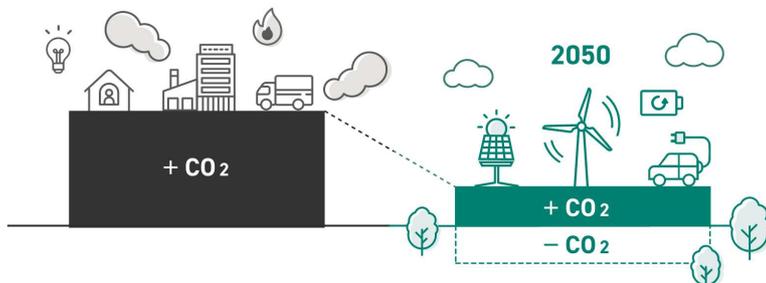
2018(平成30)年に公表されたIPCC1.5℃特別報告書によると、世界全体の平均気温の上昇について2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050年までに正味ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国でカーボンニュートラルの実現を目標とした動きが広がっています。

カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることをいいます。

CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理等による吸収量を差し引き、合計を実質的にゼロにすることです。

ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」は、いずれも人為的なものを指します。



環境省「脱炭素ポータル」HP より

温室効果ガス削減に向けた世界的な動向



(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

【①カーボンニュートラル宣言と温対法の改正】

2020(令和2)年10月、首相所信表明演説で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。続いて2021(令和3)年4月、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減すること、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが公表されました。同年5月には、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが温対法改正により基本理念として明記され、同年10月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

この計画において、国は2030(令和12)年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、全ての経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めていくことが不可欠であること、目標実現のために脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくこと等が示されています。

[国の温室効果ガス削減目標]

出典:地球温暖化対策計画

温室効果ガス排出量・吸収量 【単位: 億t-CO ₂ e】	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
	14.08	7.60	▲46%	▲26%	
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂ e)	
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ e程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国NDC達成のために適切にカウントする。			-	

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**(2013年対比)に見直し、その目標達成に向け、**太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等**について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。
※ ZEB Oriented: 50%以上の省エネ率を達成した建築物、ZEB Ready: 30%以上の省エネ率を達成した建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

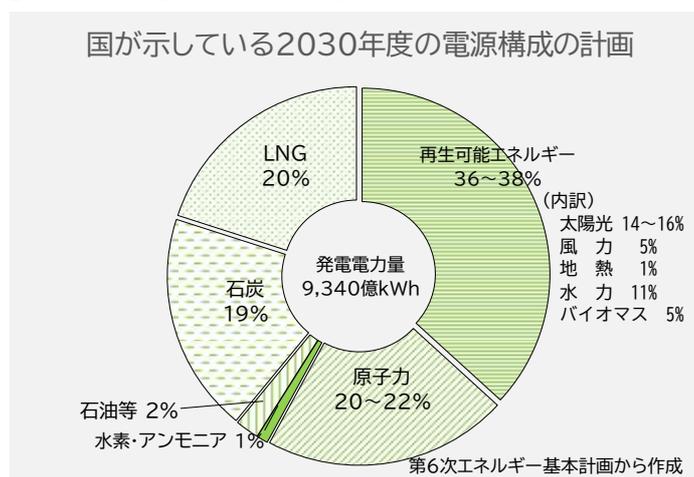
廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ行政等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



【②再生可能エネルギーの主力電源化】

2021(令和3)年10月、国は第6次エネルギー基本計画を策定しました。この計画では、2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや需給両面における様々な課題を克服して非化石エネルギーの拡大を想定した電源構成を試算しており、これまで半分以上を構成している石炭や石油、ガスによる火力発電の割合を縮減し、再生可能エネルギーの割合を36～38%まで引き上げることを示しています。



●再生可能エネルギーとは

太陽光や風力、地熱などの自然界に常に存在するエネルギーで、「枯渇しない」、「どこでもエネルギー源を調達できる」、「CO₂を排出しない」といった、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料から得られるエネルギーと異なる特徴を持っています。

政令によって「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」、「太陽熱」、「大気中の熱その他の自然界に存する熱」、「バイオマス」が再生可能エネルギーとして定義されており、それらのエネルギーは発電設備や熱利用設備などに活用されています。



風力発電(三重県・新青山高原風力発電所)



太陽光発電(糸島市庁舎)



バイオマス発電(岩手県・くずまき高原牧場)



地熱発電(九州電力・八丁原地熱発電所)



水力発電(瑞梅寺ダム)

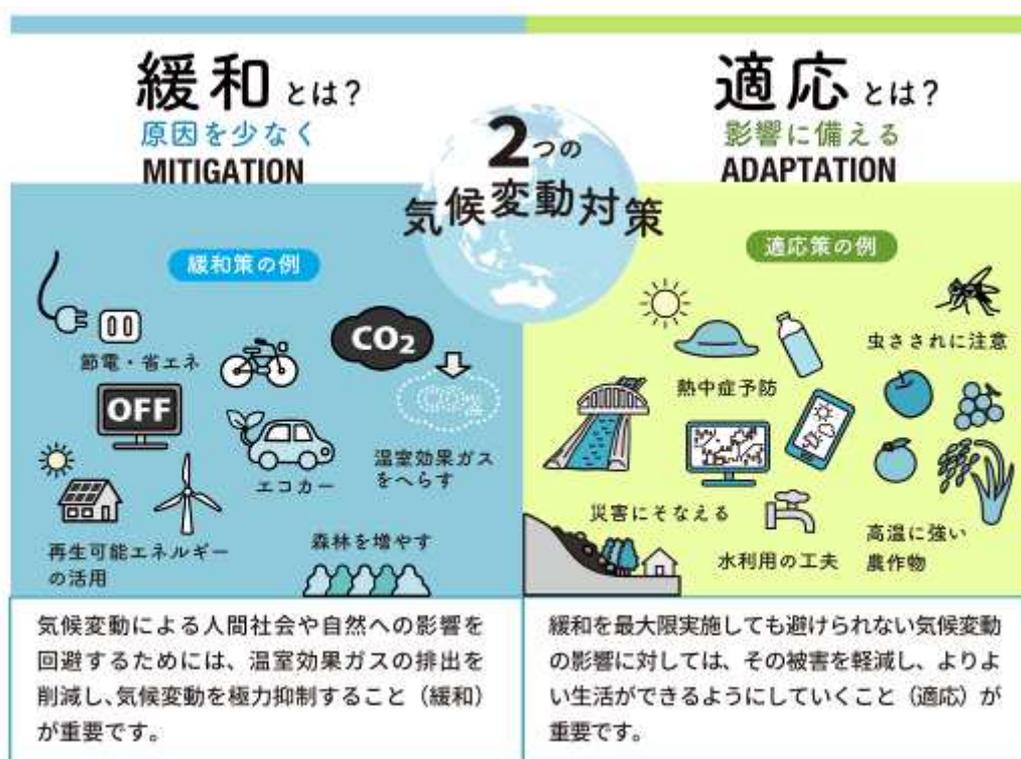
他にも、空気熱や太陽熱、地中熱などを空調や給湯に利用する設備などが利用されています。

出典:(株)青山高原ウインドファームHP
 経済産業省HP

【③気候変動への適応】

気候変動は、わたしたちの生活のあらゆる面に影響を与え始めており、国は、2018(平成30)年6月に気候変動適応法を制定しました。その対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、気候変動の影響に備える「適応策」に分けることができます。

緩和策を進めた場合でも、その効果が発現するまでには時間を要するため、一定の気候変動の影響は避けられません。リスクとして、海面上昇・高潮、豪雨・洪水、熱中症、食料・水不足、生態系の損失、インフラ機能停止などが想定されます。その影響による被害の回避や軽減、被害に備える適応策についても多分野で進めることが求められます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(4) 糸島市におけるこれまでの取組と今後の取組方針

本市では、2021(令和3)年3月に第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(以下、「温対計画」といいます。)を策定しましたが、温対法改正や国の地球温暖化対策計画決定前に策定されたことから、国の温室効果ガス削減目標を下回っています。

そのため、2022(令和4)年1月、市では再エネ導入に伴う施策を中心とした「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定し、再生可能エネルギー発電設備やCO₂排出量削減につながる省エネルギー設備の導入促進につながる施策の検討や、再生可能エネルギー発電の導入目標、CO₂排出量削減目標の設定を先行して検討しました。

この際に設定した取組の方針、CO₂排出量削減の目標値等を用いて温対計画の改定を行い、近年の世界や国内の動向を踏まえた取り組みを定めます。

2. 計画の目的と基本的事項

(1) 計画の目的

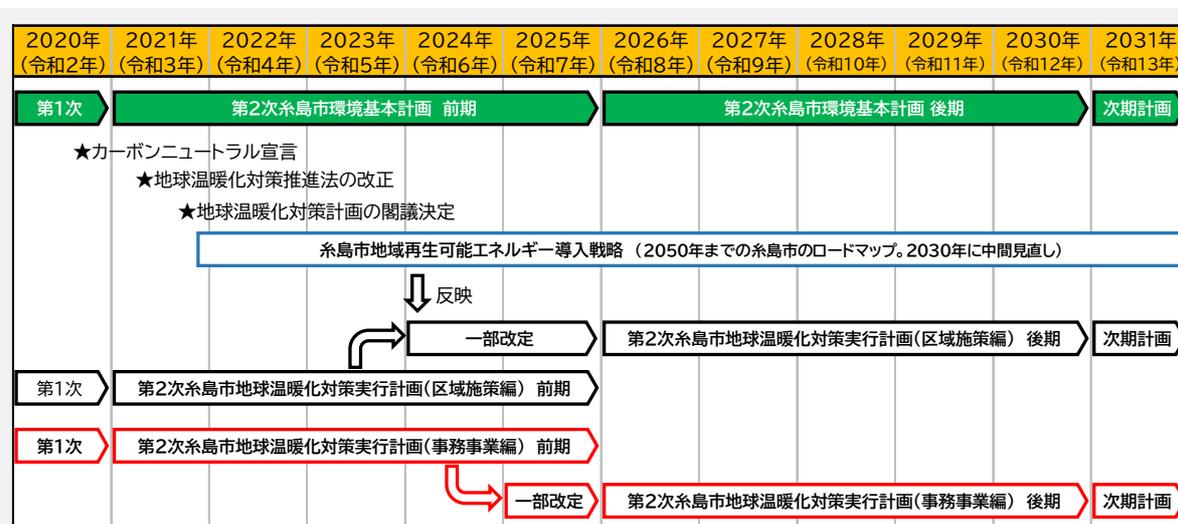
近年、地球温暖化の影響と考えられる気候変動により様々な問題が顕在化しており、今後これらによるリスクを軽減するために、行政や市民、事業者それぞれの取り組みがますます重要になっています。このため、本市においても、行政や市民、事業者が協働して地球温暖化対策を計画的に推進し、本市域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

本計画の目標1は、温対法第19条第2項に基づき本市域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標と本市の取り組む施策を明らかにする「区域施策編」として、また、温対法第21条第1項に基づき本市が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減目標と本市が取り組む施策を明らかにする「事務事業編」として位置づけます。

	対象	分野(例示)
区域施策編	市全域 (市民、事業者、糸島市等)	産業部門(製造業、農林水産業、建設業) 家庭部門 業務その他部門(店舗、事務所、病院等) 運輸部門(自動車、鉄道、船舶) 廃棄物部門
事務事業編	市が実施する事務及び事業	市庁舎、消防庁舎、市立小中学校、図書館、 コミュニティセンター、スポーツ施設、 クリーンセンター等の市の公共施設

(2) 計画期間

本計画において、CO₂排出量の削減目標は2013(平成25)年度、施策ごとの指標は2019(令和元)年度を基準年度とし、いずれも目標年度は2030(令和12)年度とします。また、計画期間は第2次糸島市環境基本計画と同じく2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までとします。



(3) 対象とする温室効果ガス

温対法では、CO₂(二酸化炭素)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されています。

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、環境省が策定した地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルに基づきますが、マニュアルでは全ての温室効果ガスを算定対象とする必要はなく、地方公共団体の規模に応じて、把握が望まれるものが示されています。

福岡県においては、下表のとおり温室効果ガス排出量のうち98%をCO₂が占めていることから、本市の温対計画ではCO₂を対象とします。

福岡県の温室効果ガスの排出量

単位:万t-CO₂

部門		年度	2013 (H25)	2018 (H30)
二酸化炭素	エネルギー起源	エネルギー転換部門	65	44
		家庭部門	1,009	497
		業務その他部門	1,113	585
		産業部門	2,247	1,914
		運輸部門	969	921
	非エネルギー起源	工業プロセス分野	613	582
		廃棄物分野	85	145
	小計			6,100
メタン			36	33
一酸化二窒素			44	41
代替フロン等4ガス			7	8
温室効果ガス排出量 合計			6,187	4,769

※四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

出典:福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和5年度一部改定

1. 本市の現状

(1) CO₂排出量の推移

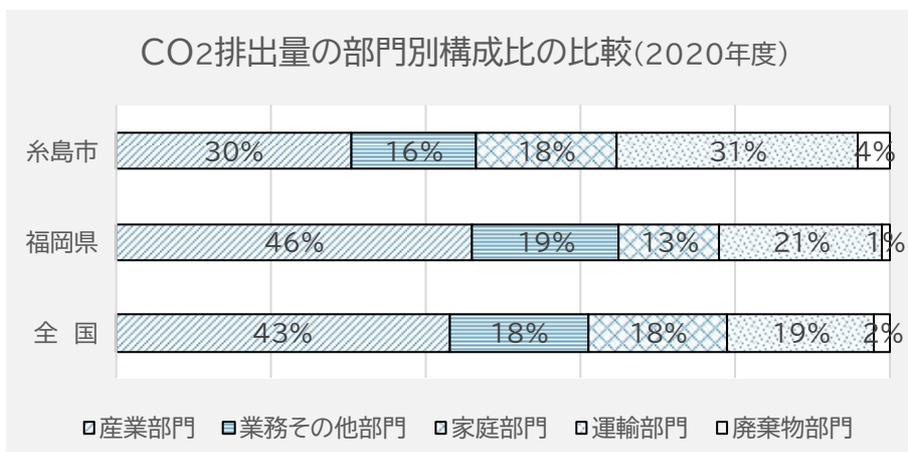
本市域のCO₂排出量は、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」の現況推計を使用します。これは、都道府県別エネルギー消費統計、国の各種統計調査、太陽光発電の固定価格買取制度等の公表データをもとに作成されています。

下表は、自治体排出量カルテによる本市のCO₂排出量の推移です。2013(平成25)年度以降の排出量は、業務その他部門や家庭部門を中心に減少し、産業部門や廃棄物部門は増加しています。

部門	年度	2013 (H25)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)
産業部門		125	167	131	130	140
業務その他部門		109	78	71	74	76
家庭部門		130	99	70	69	84
運輸部門		171	164	161	160	146
廃棄物部門		13	13	17	20	20
合計		548	521	450	453	467

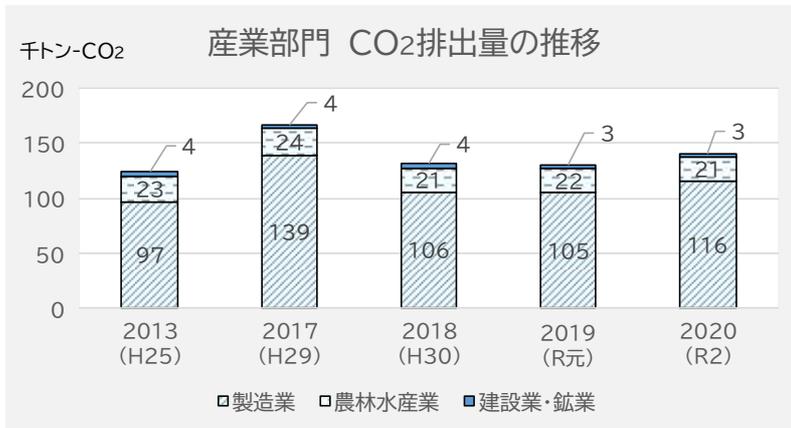
(2) CO₂排出量の部門別割合

2020(令和2)年度における本市のCO₂排出量部門別構成比では、運輸部門が31%と最も多く、産業部門が30%、家庭部門が18%、業務その他部門が16%、廃棄物部門が4%となっています。全国や福岡県に比べて産業部門が少なく、運輸部門の割合が高い特徴が見られます。



(3) 部門別 CO₂ 排出量の推移

① 産業部門 (製造業、建設業・鉱業、農林水産業)



産業部門の CO₂ 排出量の大部分は製造業が占め、増加傾向が見られます。本市の基幹産業である農林水産業の CO₂ 排出量は横ばいで推移しています。



製造業の活動量と CO₂ 排出量の関連です。製造品出荷額等の伸びに伴い CO₂ 排出量も増えています。製造品出荷額等の伸びと CO₂ 排出量削減を両立する取り組みが求められます。

② 業務その他部門



業務その他部門の従業者数は増加傾向が見られますが、CO₂ 排出量は一旦減少したものの、近年は横ばいの状態です。店舗や事務所等における CO₂ 排出量を削減する取り組みの強化が求められます。

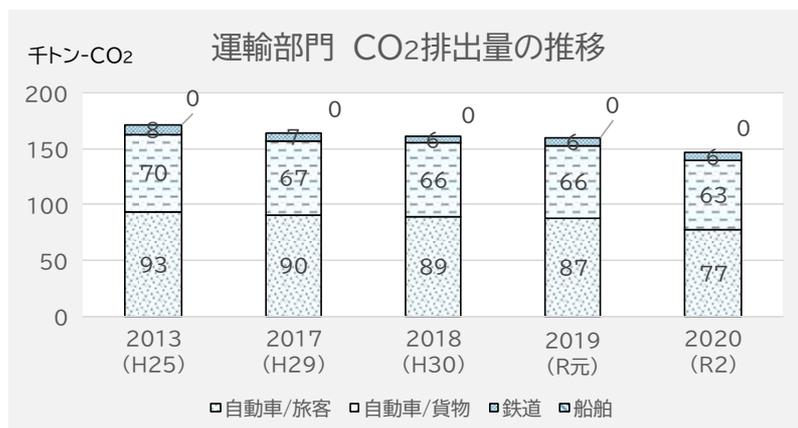
③家庭部門



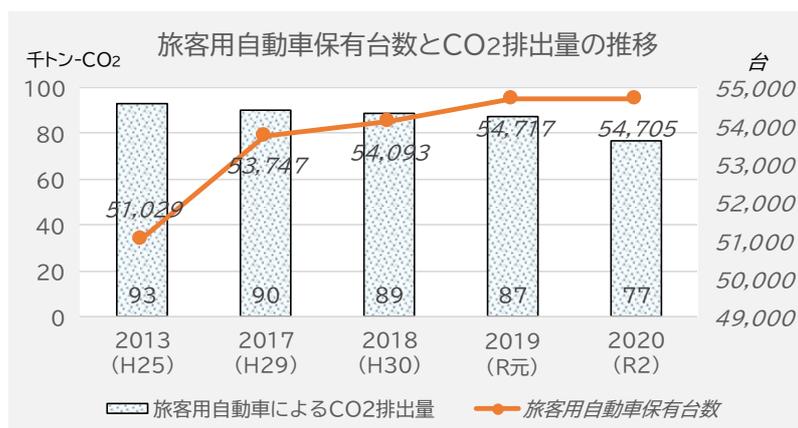
市内世帯数は増加し続けている一方、CO₂排出量は減少傾向にあります。

再エネ・省エネ設備導入が進んでいることや、電力会社の電源構成の変化によりCO₂排出係数が低下したことが原因と考えられます。

④運輸部門



運輸部門におけるCO₂排出量のうち鉄道に関してはほぼ横ばいで推移していますが、排出量の大部分を占める旅客自動車・貨物自動車は2013(平成25)年以降緩やかに減少しています。



旅客用自動車保有台数は増加しているものの、CO₂排出量は緩やかに減少しており、燃費向上等が原因として考えられます。



一方、貨物用自動車保有台数は増減していますが CO₂ 排出量は横ばいです。貨物用は旅客用に比べて燃費向上等が進んでいないものと考えられます。

⑤廃棄物部門



一般廃棄物から排出されるCO₂ 排出量は、2013(平成25)年以降、焼却処理量と連動して増加しています。焼却処理量の増加は、人口・世帯数による影響が考えられます。また、ごみにおけるプラスチックの割合が増えているなどの影響と考えられます。

2. CO₂排出削減目標

(1) CO₂排出量の将来推計(BAU ケース)

導入戦略では、目標年度の2030(令和12)年度まで本市が何ら対策を行わなかった場合を『BAU(Business As Usual)』として定義し、将来活動量(人口・世帯数、事業所従業者数、自動車保有台数等)とエネルギー消費原単位等からCO₂排出量を試算しました。

試算では、CO₂排出量は減少せず、増加する見通しとなっています。

【CO₂排出量の将来推計・BAUケース】 単位:千トン-CO₂

部門	年度	2013(H25) <基準年度>	2030(R12) <BAU>
産業部門		125	129
業務その他部門		109	113
家庭部門		130	135
運輸部門		171	177
廃棄物部門		13	16
合計		548	570

出典:糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略

(2) CO₂排出量削減の見込み

導入戦略では、再エネ・省エネ設備の導入、建築物ZEB化、住宅ZEH化、自動車のEV化やエコドライブ啓発、公共交通利用促進、廃棄物の減量(分別とリサイクル率向上、フードロス対策、コンポスト導入補助によるごみ減量)の取り組みによる効果を試算し、4部門合計でBAUのCO₂排出量から274千トン-CO₂の削減が可能と見込んでいます。

部門	取り組み	CO ₂ 削減量 (千トン-CO ₂)	BAUによる排出量と 削減後の排出量 (千トン-CO ₂)
産業	省エネ設備導入、運用改善	5.6	129 ⇒ 82
	EMS普及によるエネルギー消費最適化	1.7	
	再エネ発電量・消費量の増	36.6	
	カーボンニュートラルガスの利用	3.5	
	産業部門CO ₂ 排出削減量合計	-47	
業務	ZEB化による消費エネルギー減	17.0	113 ⇒ 45
	LED化による消費エネルギー減	8.0	
	再エネ発電量・消費量の増	41.8	
	カーボンニュートラルガスの利用	1.5	
	業務その他部門CO ₂ 排出削減量合計	-68	
家庭	ZEH化による消費エネルギー減	8.1	135 ⇒ 50
	LED化による消費エネルギー減	7.5	
	再エネ発電量・消費量の増	67.9	
	カーボンニュートラルガスの利用	1.3	
	家庭部門CO ₂ 排出削減量合計	-85	
運輸	EV/FCV導入による減	68.3	177 ⇒ 103
	公共交通利用促進による減	1.2	
	鉄道における再エネ利用の増	4.4	
	運輸部門CO ₂ 排出削減量合計	-74	

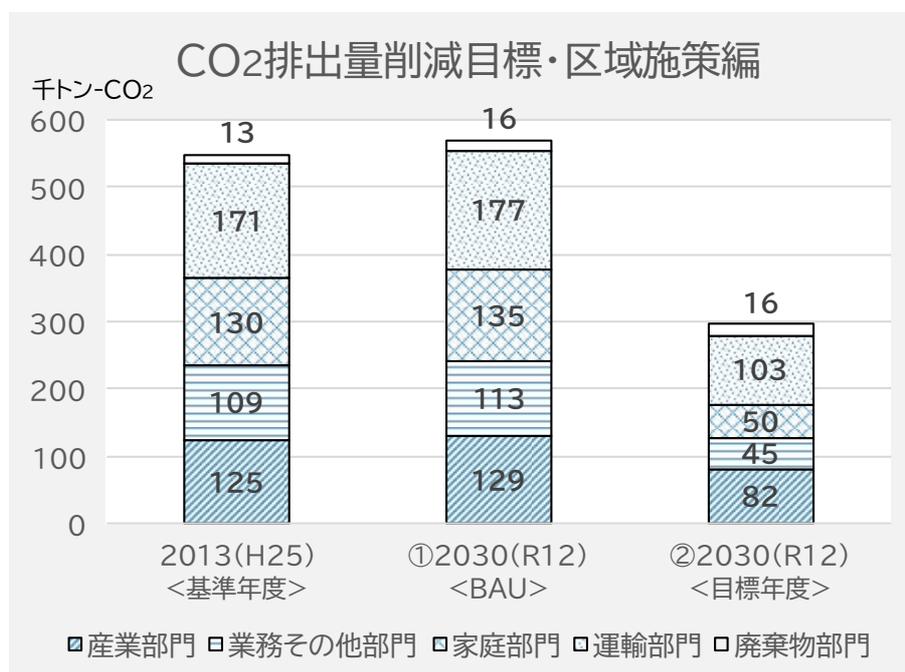
(3) CO₂排出削減目標

各部門の排出量削減目標は、BAU推計値から(2)で見込んだ削減量を引いて設定します。

温対計画の目標年度である2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で合計252千トン-CO₂を削減し、296千トン-CO₂を目標とします。

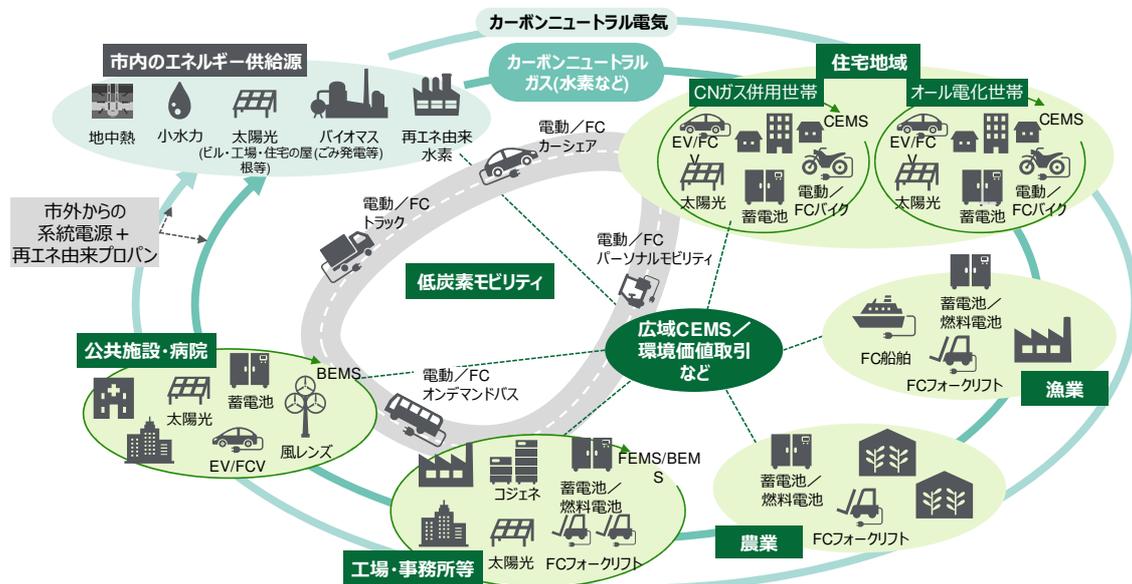
【CO₂排出量削減目標・区域施策編】 単位:千トン-CO₂

部門	年度	2013(H25) <基準年度>	①2030(R12) <BAU>	②2030(R12) <目標年度>
産業部門		125	129	82 -34.4%
業務その他部門		109	113	45 -58.7%
家庭部門		130	135	50 -61.5%
運輸部門		171	177	103 -39.8%
廃棄物部門		13	16	16 23.1%
合計		548	570	296 -46.0%



3. 目標実現のための取り組み

(1) 糸島市の 2050 年における将来ビジョン(糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略より)



本市では、国の地域脱炭素ロードマップの方針をふまえ、2050年カーボンニュートラル実現に向けた本市の方向性を示すため「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略(以下「導入戦略」といいます。))を策定しました(2022年1月)。上記の図は、導入戦略で示している本市の将来ビジョンです。

導入戦略では、地域・社会課題の解決とエネルギーの課題の同時解決をめざすため、下表の6つの施策に取り組むことを示しています。温対計画では、これらの施策や数値目標との整合を図り、改定前の温対計画の基本施策と合わせて、新たな施策の方針を設定します。

【糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略 6つの施策】

施策	施策の概要
① 住宅・建物のゼロエミッション化 +再エネ自家消費 【短期～中長期】	住宅・事業所・公共施設等において、太陽光発電・蓄電池等の再エネ設備および省エネ設備の導入を進め、ゼロエミッション化・再エネ自家消費を推進します。
② ゼロエミッション系統電源拡大 +再エネ地産地消 【短期～中長期】	企業と連携して、地域での再エネ発電の拡充とともに、地域再エネメニュー等の再エネ地産地消のビジネスモデルを検討し、企業や一般家庭における再エネ利用量を増やします。
③ 事業所・エリアのエネルギーマネジメント 【短期～中長期】	家庭や工場等でEMSを導入しエネルギー消費の最適化を進めます。中長期的には系統用蓄電池やEV等の活用も含め、施設間や地域全体での電力需給を調整し、地産地消率の増加を目指します。
④ モビリティの低炭素化 【短期～中長期】	既存車両のEV/PHV/FCVへの切替を促進するとともに、市内のEV/PHVの充電インフラ拡充を図り、電動車両の普及を図ります。
⑤ カーボンニュートラルガス(水素等)の利用促進 【中長期】	水素社会の実現に向け、水素ステーションを活用した実証実験等を通じ、水素活用の促進・水素インフラ構築の検討を進めます。また、カーボンニュートラルLNGやメタネーションの推進により、ガス利用における低炭素化を目指します。
⑥ 市民・事業者への啓発・行動変容促進 【短期～中長期】	市民・事業者に対し、環境・エネルギー問題に関するセミナーの開催や環境配慮行動に対するポイント付与制度等を構築し、市民・事業者の環境意識を高め、施策1～5の実施を促します。

出典：糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略実行計画

(2) CO₂ 排出量削減目標を達成するための取り組み

CO₂ 排出量の削減目標を達成するため、導入戦略に示された施策に加え、改定前の温対計画に示されていた施策により、4つの「施策の方針」を定めて取り組みます。

施策の方針 1-1

○市民・事業者への啓発活動・行動変容促進

地球温暖化をはじめとする環境・エネルギー問題に対する市民や事業者の意識を高めることで、生活様式や事業活動等を見直し、CO₂ をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる行動変容を促します。

基本施策 1-1-1: ライフスタイルの転換

基本施策 1-1-2: ビジネススタイルの転換

施策の方針 1-2

○再エネ設備・省エネ設備の普及推進

発電時に CO₂ を排出しない再エネ発電設備や蓄電池の普及を図りつつ、高効率照明・給湯・空調・エネルギーマネジメントシステム等の省エネ設備の普及を推進します。

基本施策 1-2-1: 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進

基本施策 1-2-2: ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消

基本施策 1-2-3: 事業所・エリアのエネルギーマネジメント

施策の方針 1-3

○モビリティの低炭素化

化石燃料由来の CO₂ を削減するため、電動車(EV・PHEV・FCV)の普及や EV 充電設備の設置を促進するほか、公共交通機関の利用促進や運行の効率化等に取り組みます。

基本施策 1-3-1: 電動車の普及、充電インフラの拡充

基本施策 1-3-2: 公共交通の利用促進、効率化

施策の方針 1-4

○緑化による CO₂ 吸収と気候変動への適応策

森林の持つ CO₂ 吸収等の公益的機能を持続することを目的に、間伐等による森林の整備、森林づくり活動への支援や担い手の育成を行います。

気候変動の影響を受けるさまざまな分野において市民生活を維持するため、今後の課題や施策の方針を検討し、今後の計画策定につなげます。

基本施策 1-4-1: 緑化事業の推進

基本施策 1-4-2: 気候変動適応への取り組み検討

基本施策 1-1-1 … ライフスタイルの転換

◎課題

- わたしたちの生活は、製造・流通・サービスの提供等、あらゆるエネルギーの消費とCO₂の排出を伴っており、日々の行動とのつながりを意識することが必要です。
- 家庭においては、エネルギーの使用量削減につながる行動や、環境に配慮した製品・サービスを選択する行動に変化させていくことが求められています。

◎主な取り組み

- 環境省が提唱しているゼロカーボンアクション30やデコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の考え方を周知し、日常生活からのCO₂削減に取り組みます。
- 節電や節水、公共交通機関利用等、すぐに取り組める省エネ行動について、関係省庁や福岡県地球温暖化防止活動推進員等と連携したPR活動、出前講座、広報紙等で情報を発信し、市民の行動変容のきっかけづくりを行います。
- エネルギー消費量やごみ排出量、CO₂排出量を視覚化できる福岡県スマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」を普及させ、市民に省エネ行動を促します。
- 社会、地域、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の考え方を浸透させるため、啓発を行います。
- 食品ロス削減につなげるため、てまえどり(お店の棚の手前にある商品、期限が近づいた商品を選ぶ行動)やフードドライブ(家庭で余っている食品を社会福祉施設や子ども食堂などに寄付する活動)を市民に周知します。
- 食料輸入によるフードマイレージ(食料輸送距離)の減少によるCO₂削減と地元産業の活性化のため、糸島産農海産物の地産地消を推進します。
- 家電の省エネ性能に関する「統一省エネラベル」の周知を図り、コストだけでなく省エネ性能も比較して家電を購入するよう啓発します。
- 3R(ごみの減量 = Reduce、再利用 = Reuse、再資源化 = Recycle) + **Renewable(=再生可能)**を推進し、ごみ処理に伴うCO₂を削減します。
- プラスチックごみの減量のため、マイバッグやマイボトルの使用を促します。
- 生ごみ減量と再資源化につながるコンポストの購入補助を実施します。
- 再エネ・省エネ設備の設置や再エネ由来の電気を購入することでCO₂削減に貢献できることを周知します。
- 市民の環境配慮行動を促進するため、スマートフォンアプリ等でインセンティブを付与する制度の構築を検討します。
- 市公式ウェブサイトにて脱炭素に関するポータルサイトを構築し、市民に対して脱炭素化に関する情報を効率よく発信するしくみを構築します。



エコふぁみ



統一省エネラベル



ダンボールコンポスト

基本施策1-1-2 … ビジネススタイルの転換

◎課題

- 環境・社会・ガバナンスの観点から投資先企業を評価して行うESG投資が世界的に加速しています。また、国は脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長を同時に実現するGX(グリーントランスフォーメーション)の方針を示しており、事業者の意識の変化が求められています。
- 事業者が脱炭素経営に対する理解を深める取り組みや支援が求められています。
- 職場と自宅の移動を減らすテレワークは、まだ浸透しているとは言えない状況です。

◎主な取り組み

- 事業者の脱炭素化に関するセミナーを開催し、環境や脱炭素に配慮した経営への変革を促します。また、情報提供にとどまらず、事業者同士のマッチングや相談体制の構築をめざします。
- クールビズやウォームビズ、テレワークの実施を促進します。
- 市公式ウェブサイトにて脱炭素化に関するポータルサイトを開設し、事業者に対して脱炭素化に関する取り組みや国・県の相談窓口、国・県補助事業の情報を発信します。
- 自然災害発生時の事業継続や早期復旧をめざすBCP(事業継続計画)において、再エネ設備が有効である点をふまえ、再エネ設備導入を事業者に検討してもらうよう情報提供を行います。
- 再エネ由来の電気を購入することでCO₂削減に貢献できることを周知します。
- 食料輸入によるフードマイレージ(食料輸送距離)の減少によるCO₂削減と地元産業の活性化のため、市内事業者による糸島産農海産物の地産地消を推進します。
- 脱炭素への取り組みを行う市内事業者の取組事例を市民・事業者に発信します。

【環境省が提唱するゼロカーボンアクション30】

エネルギーを 節約・転換しよう！	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！	CO ₂ の少ない 交通手段を選ぼう！	食ロスをなくそう！
①再エネ電気への切り替え ②クールビズ・ウォームビズ ③節電 ④節水 ⑤省エネ家電の導入 ⑥宅配サービスをできるだけ一回で受け取る ⑦消費エネルギーの見える化	⑧太陽光パネルの設置 ⑨ZEH(ゼッチ) ⑩省エネリフォーム、窓や壁等の断熱リフォーム ⑪蓄電池(車載の蓄電池) ・省エネ給湯器の導入・設置 ⑫暮らしに木を取り入れる ⑬分譲も賃貸も省エネ物件を選択 ⑭働き方の工夫	⑮スマートムーブ ⑯ゼロカーボン・ドライブ	⑰食事を食べ残さない ⑱食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 ⑲旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 ⑳自宅でコンポスト
環境保全活動に 積極的に参加しよう！	CO ₂ の少ない製品・ サービス等を選ぼう！	3R(リデュース、 リユーズ、リサイクル)	サステナブルな ファッションを！
㉑植林やゴミ拾い等の活動	㉒脱炭素型の製品・サービスの選択 ㉓個人のESG投資	㉔使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。 マイバッグ、マイボトル等を使う ㉕修理や修繕をする ㉖フリマ・シェアリング ㉗ゴミの分別処理	㉘今持っている服を長く大切に着る ㉙長く着られる服をじっくり選ぶ ㉚環境に配慮した服を選ぶ

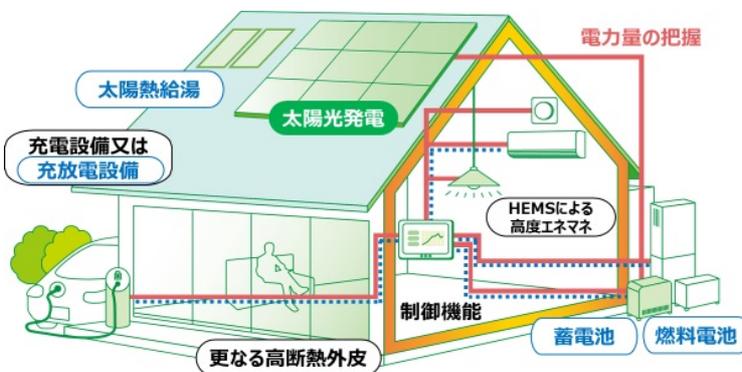
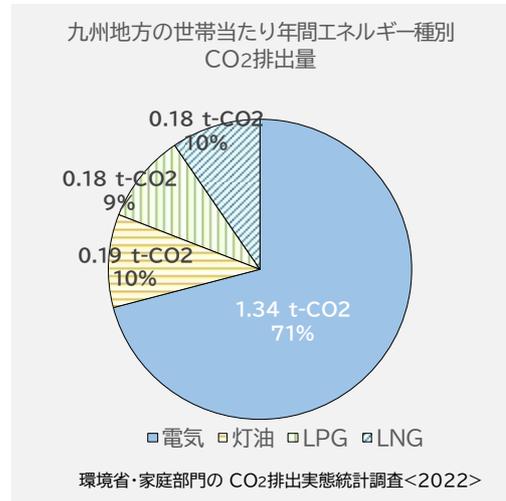
基本施策1-2-1 … 住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進

◎課題

- 家庭から排出されるCO₂のうち約70%が電気由来のものです。発電や熱利用においてCO₂を排出しない再エネ設備やCO₂排出量を削減できる省エネ設備を導入することでCO₂排出量を削減することが重要です。
- 多発する災害時に利用可能な再エネ自立・分散型システムの防災拠点等への普及が重要です。

◎主な取り組み

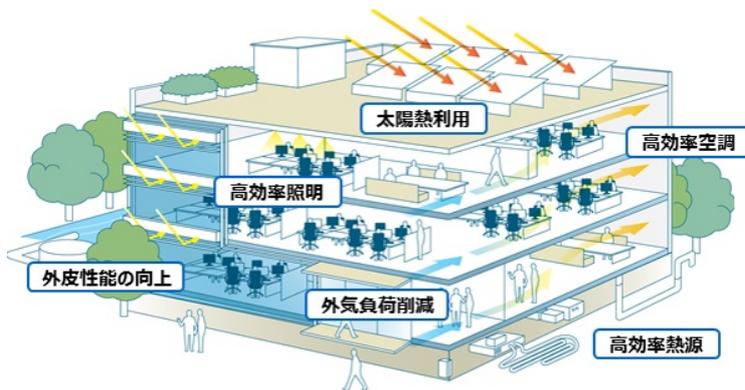
- 住宅・建物から排出される電気由来のCO₂を削減するため、戸建住宅や事業所への太陽光発電・蓄電池の設置を推進します。
- 蓄電池は、余剰電力の蓄電による再エネ自家消費、化石燃料由来のCO₂削減、近年問題になっている出力制御の対策、非常時の電源利用などのメリットがあることから、普及を促進します。
- LED照明や高効率空調・給湯、コージェネレーションシステム(熱電併給システム)等の省エネ設備の設置を推進します。
- 省エネ性能の高い住宅(ZEH)や建築物(ZEB)の建築を推進します。
- 住宅のZEH化・事業所のZEB化を促進するため、ZEB Ready認定を受けている市庁舎の省エネ性能や再エネ利用設備に関する情報を、市民や事業者向けに発信します。
- 本市公共施設において再エネ・省エネ設備を率先導入し、再エネ自家消費や省エネ向上に取り組み、市民や事業者への啓発を行います(公共施設への導入目標は、事務事業編で定めます)。
- 本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。



【ZEH/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス】

省エネ・再エネ設備導入により、必要なエネルギーの収支を正味ゼロとする住宅。エネルギーの削減幅に応じて、**Nearly ZEH**(限りなくゼロに近づける)、**ZEH Oriented**(20%以上削減)と定義されています。

出典: 資源エネルギー庁HP



出典：資源エネルギー庁HP と定義されています。

【ZEB/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル】

省エネ・再エネ設備導入により、必要なエネルギーの収支を正味ゼロとする建築物。

エネルギーの削減幅に応じて、

Nearly ZEB(限りなくゼロに近づける)、

ZEB Ready(50%以上削減)、

ZEB Oriented(延床面積が10,000㎡以上で30%または40%以上削減)

基本施策 1-2-2 … ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消

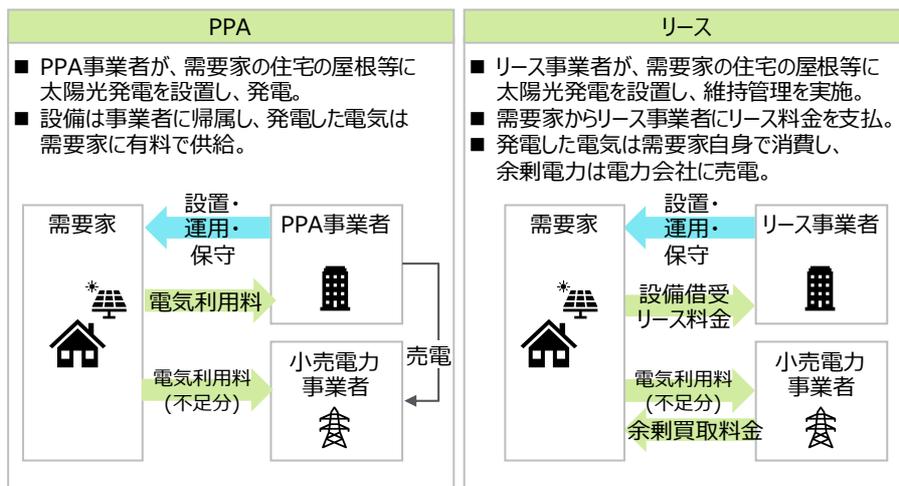
◎課題

- 国は第6次エネルギー基本計画において、2030(令和12)年度に電源構成の36～38%を再エネでまかなう目標を掲げており、本市でも地域の実情に合う再エネ発電を促進する必要があります。
- 本市から市外へ流出しているエネルギー代金は122億円に上ります(2018年地域経済循環分析)。エネルギーの地産地消によるエネルギー代金の域内循環が求められています。
- 固定価格買取制度により普及した太陽光発電の買取期間終了後の余剰電力や、本市の小水力発電やごみ(バイオマス)発電の電力などを地産地消できるしくみの検討が必要です。
- 太陽光発電・蓄電池設置の導入障壁を下げる手法として、初期費用が不要なリースやPPA(電力購入契約)による「第三者所有モデル」が注目されていますが、市内の事例は少ない状況です。

◎主な取り組み

- 未利用地やため池等への太陽光発電や農地への営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の設置について調査・検討し、自然環境との調和を前提に再エネ発電量の拡大を検討します。
- 太陽光発電等を初期費用0円で導入できるリースやPPA(電力購入契約)などの「第三者所有モデル」について、国補助金等を活用しながら実施を検討します。
- 立地条件や建築物の状態等により、住宅や事業所に再エネ設備を導入できない市民や事業者についても、再エネ由来の電気を購入することでCO₂削減に貢献できることを周知します。
- 再エネの地産地消によりエネルギー代金の域外流出を抑え、地域経済循環を実現するため、市内の再エネ電力を市内に供給する方法について検討します。
- 本市の小水力発電所やごみ発電(バイオマス発電)の電力を地産地消できる方法を検討します。
- 豊富なバイオマス資源を再エネとして活用する方法について調査・研究します。
- 燃焼時にCO₂を排出しない水素は、クリーンな次世代エネルギーです。現在は技術開発が進んでいる段階ですが、今後の活用について調査・研究します。また、水素生成のために必要なエネルギーから排出されるCO₂を削減するため、再エネの活用や普及を両輪として取り組みます。
- 本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。

【第三者所有モデル（初期費用0円導入）の概要】



基本施策1-2-3 … 事業所・エリアのエネルギーマネジメント

◎課題

- 住宅や事業所における省エネには、建物内のエネルギー使用量をリアルタイムで可視化するエネルギーマネジメントシステム(EMS)の普及が有効ですが、全国のビル等における普及率は約15%程度とされています(2015年、民間企業調べ)。
- 住宅や工場、オフィス等におけるシステム導入が進むことで、地域内においてエネルギー消費最適化を実現するエネルギーマネジメントシステム(CEMS)の実現が期待されます。

◎主な取り組み

- 住宅やビル、工場等の建築物におけるエネルギー消費最適化によりCO₂排出量を削減するため、住宅や事業所へのエネルギーマネジメントシステムの普及を進めます。
- システム設置に関する国・県補助の情報を市民や事業者に向けて発信し、導入を支援します。
- 将来的には系統用蓄電池やEV等の活用も含め、施設間や地域でのエネルギーマネジメントシステム(CEMS)の実現をめざします。
- 本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。

施策の方針 1-3 モビリティの低炭素化

基本施策1-3-1 … 電動車の普及、充電インフラの拡充

◎課題

- 本市では、鉄道沿線やバス路線から離れた地域にも多くの住宅や事業所が所在し、移動手段として自動車が多量に使用され、運輸部門のCO₂排出量が多くなっています。
- 電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)の導入は、自動車から排出されるCO₂削減の有効な

手段ですが、高価で普及が進んでいません。

○EV充電設備や水素ステーション等のインフラの状況も、普及しにくい一因と考えられています。

◎主な取り組み

○電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)の導入を促します。

○市公共施設や民間施設へのEV充電設備の導入を推進します。

○EVは蓄電池と同様に、災害時に非常電源として利用可能であること、再エネ余剰電力を蓄電することでエネルギーマネジメントにも活用できる点を周知し、導入を促進します。

○EVへの充電を再生可能エネルギーで賄うことでCO₂排出がゼロになる「ゼロカーボン・ドライブ」が広まるよう、再エネ設備普及との連携を図ります。

○市公用車の一部にEVを導入するとともに再エネと連動させることにより、市民や事業者に「ゼロカーボン・ドライブ」を啓発します。

○エコドライブ(走行ルートの確認やアイドリングストップ、急発進・急停車をせず燃費がよく安全な運転等)を心がけるよう啓発します。

○宅配ボックスの利用やコンビニなどにおける受け取りを推進し、再配達によるCO₂を削減します。

○FCV導入の実証を実施するため、近隣地域の水素ステーションとの連携を図ります。

○本市の再生可能エネルギー推進基金や国補助金等を財源として活用し、補助事業の実施を検討します。また、国・県補助事業の情報を発信することで間接的に支援します。

基本施策1-3-2 … 公共交通の利用促進、効率化

◎課題

○バスやトラックなどの大型車両は、自家用車以上に低炭素化が課題となっています。

○2022(令和4)年度の市民満足度調査の結果では、公共交通の利便性向上が求められています。地域の公共交通の維持・利便性の向上は、全国共通の困難な課題です。

○公共交通機関や徒歩等での移動が可能な場合は、自動車を利用しない心がけが求められます。

◎主な取り組み

○ノーマイカーデーや公共交通機関利用の呼びかけを行います。

○移動にあたっては、可能な範囲で徒歩や自転車を選択する市民が増えるよう、環境面や経済面、健康面のメリットを周知します。

○既存バス路線から離れている地域において、地域ボランティアによって運行されている「自主運行バス」の周知と利用促進を図ります。

○2021(令和3)年に市内で運行を開始したオンデマンドバス(事前予約制の乗合バス。運行ルート効率化やバス停以外への停車等、利便性も向上した新しい形態の公共交通)は順次エリアを拡大していますが、一層の利用促進に取り組みます。



基本施策 1-4-1 … 緑化事業の推進

◎課題

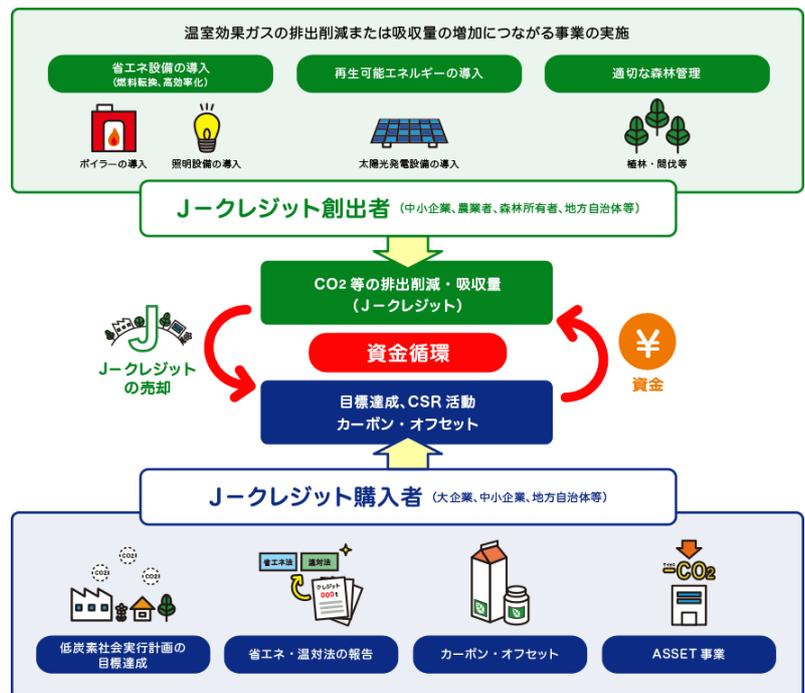
- 森林の持つ公益的機能を持続するためには、間伐等による森林の整備、森林づくり活動への支援や担い手の育成が必要です。
- まちの緑の空間を創造するために、公共施設を率先して緑化することで、地域の緑化を推進し、CO₂吸収源として強化していくことが重要となります。

◎主な取り組み

- 農力を育む基本計画や森林整備計画に基づいて、緑の保全・育成の取り組みを進めます。
- 多面的機能を持つ農地や森林の保全のための取り組みを支援し、CO₂吸収源となる緑地空間を創出し、まちの緑の保全に努めます。
- 間伐、伐採、植林などの森林の持つ公益的機能を持続するための取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、CO₂吸収源となる森林の保全に努めます。
- 市民や環境サポーターなどと協働し、植林や美化の取り組みをとおして森林の育成・適正管理を進めます。
- 森林などによるCO₂吸収量のクレジット化(グリーンカーボン)や海藻類によるCO₂吸収量のクレジット化(ブルーカーボン)について検討します。

【 J-クレジット制度 】

J-クレジット制度とは、再エネ・省エネ設備導入によるCO₂の排出削減量や森林経営などの取組によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。クレジットの取引によって、国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。J-クレジット創出者はクレジットの売却で資金を得ることで、さらなるCO₂削減・吸収の取り組みや地域活性化等に生かすことができ、J-クレジット購入者は環境貢献企業としてのPR、日本各地の森林保全活動や省エネ活動を後押しすることができます。



基本施策1-4-2 … 気候変動適応への取り組み検討

◎課題

- 近年、豪雨や台風の大型化などによる風水害、猛暑による熱中症リスク等、気候変動の影響と考えられる事象が多く見られており、さまざまな問題を引き起こしています。
- 緩和策を講じている間も気候変動の影響は続くと予測されるため、適応策の実施が求められています。
- 取り組むべき課題は、自然災害、健康、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系等の多岐にわたるため、あらゆる分野で対策を講じる必要があります。

◎主な取り組み

- 国では、2018(平成30)年度に「気候変動適応法」を制定しており、本市においても具体的な取り組みを今後検討します。
- 2026(令和8)年度以降の本計画の後期計画策定時、市における気候変動の影響について国の気候変動影響評価を踏まえ、次の分野における取り組みについて検討します。
 - 「農業・林業・水産業」
 - 「水環境・水資源」
 - 「自然生態系」
 - 「自然災害・沿岸域」
 - 「健康」
- 上記の分野の「健康」のうち、健康被害として熱中症患者の増加が懸念されますが、2024(令和6)年4月から施行される改正気候変動適応法において規定された「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」については、後期計画の策定に先行して実施を検討します。

4. 目標別の計画指標及び数値目標

◎計画指標

<目標1全体>

取り組み内容	基準年度 2013 (H25)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
糸島市内のCO2排出量	548千t-CO2	367千t-CO2	296千t-CO2	環境政策課

<基本施策1-1>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
イベント会場、市出前講座による啓発	2回	5回	後期計画で決定	環境政策課
事業者向け啓発活動の実施	0回	2回	後期計画で決定	環境政策課

<基本施策1-1(目標3・基本施策3-3「循環型社会の形成」と共通)>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
クリーンセンターへのごみ搬入量	33,216 t	33,568 t	後期計画で決定	環境政策課
市民1人1日当たりのごみの排出量	937 g	928 g	後期計画で決定	環境政策課
ごみの資源化率	25.1 %	24.0 %	後期計画で決定	農業振興課

<基本施策1-2>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
FIT太陽光発電(10kW未満)設備容量	16.7 MW	84.5 MW	130.0 MW	環境政策課
FIT太陽光発電(10kW以上)設備容量	26.0 MW			

※経済産業省HP公開情報から各年度3月時点の集計

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
住宅用太陽光発電買取件数	4,020 件	4,900 件	後期計画で決定	環境政策課

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2027 (R9)	担当課
自家消費型太陽光発電(10kW未満)設備容量	0.0 kW	1,914.0 kW	3,114.0 kW	環境政策課

※環境省交付金「重点対策加速化事業」による太陽光発電導入設備容量(非FIT)

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
再生エネ発電量	60,512 MWh	105,449 MWh	152,343 MWh	環境政策課
市内の電気使用量に占める再生エネ電気の割合	17.8 %	26.4 %	38.1 %	環境政策課

※再生エネ発電量は、環境省「自治体排出量カルテ」の数値にクリーンセンターのバイオマス発電(35%相当)を加算

※再生エネ電気の割合の目標は、経産省「第6次エネルギー基本計画」の2030年度電源構成、市内電気使用量400,000MWhで設定

<基本施策1-3>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
バス利用者数	435,721 人	470,000 人	後期計画で決定	コミュニティ推進課

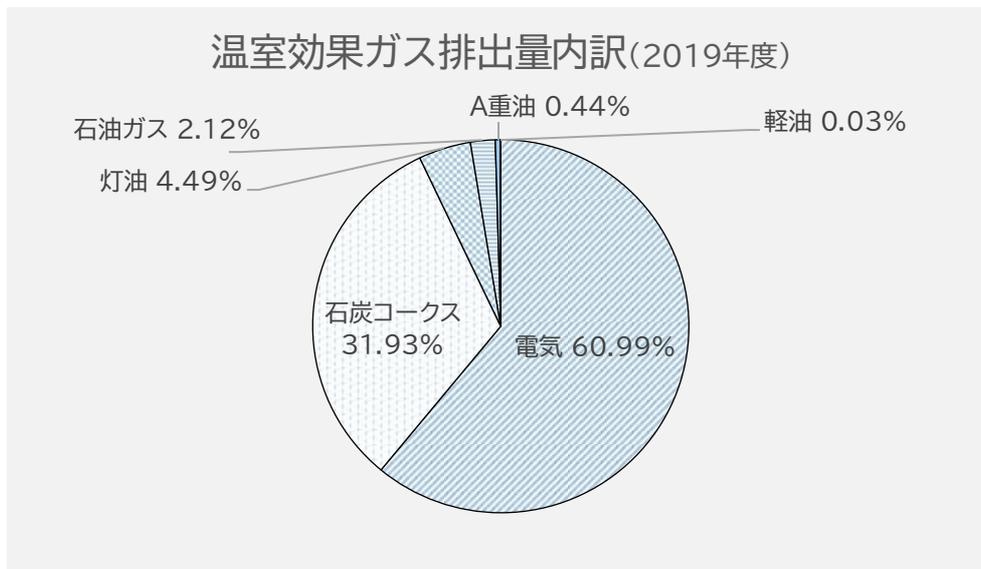
<基本施策1-4(目標2・基本施策2-1「多様な自然環境の保全」、2-2「豊かな自然の再生」と共通指標)>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
荒廃森林整備面積	1,792 ha	2,192 ha	後期計画で決定	水産林務課
広葉樹の森の整備面積	62,380 m ²	66,380 m ²	後期計画で決定	水産林務課
森林の間伐面積	990 ha	1,840 ha	後期計画で決定	水産林務課
松林保全アダプト制度の登録団体数	14 団体	20 団体	後期計画で決定	水産林務課

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和2年度策定

1. 本市の現状

本市の事務事業に伴うCO₂排出量は、基準年度である2019年度において18,396トンとなっています。また、エネルギー種別では、電気が全体の60.99%を占め、次いで石炭コークス31.93%、灯油4.49%、石油ガス2.12%、A重油0.44%、軽油0.03%となっています。



2. 温室効果ガス排出削減目標

(1) 本市の事務事業によるCO₂排出量

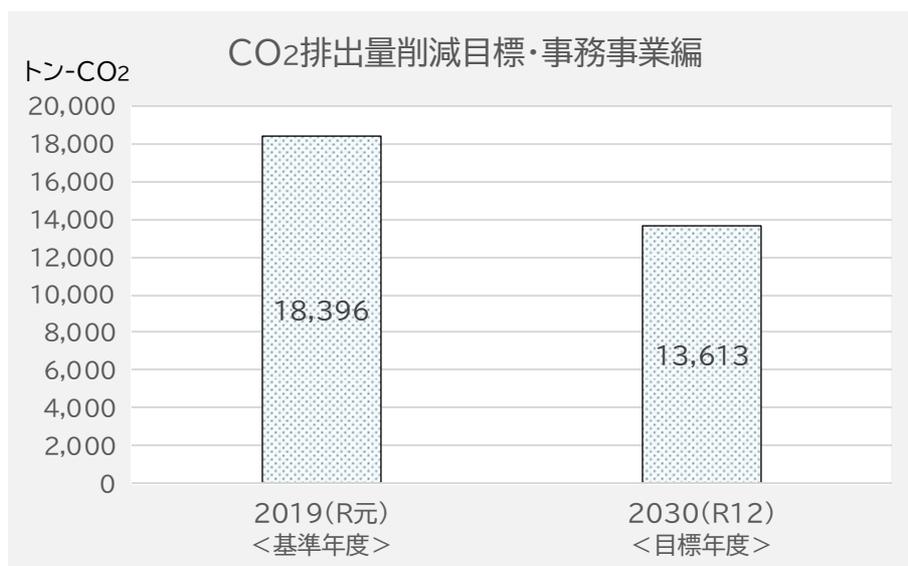
国は、COP21で採択されたパリ協定などを踏まえ、2016(平成28年)年5月に、「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することを目指しています。

本市においても、基準年度、目標年度及び削減目標について、国との整合を図り、「CO₂の排出量を2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で26%削減する」ことを目標とします(ただし、事務事業編の基準年度は、2019年度とします)。

【CO₂排出量削減目標・事務事業編】

単位:トン-CO₂

	2019(R元) <基準年度>	2030(R12) <目標年度>
CO ₂ 排出量	18,396	13,613



エネルギー使用量の種別では、電気が全体の 60.99%を占め、次いで石炭コークス 31.93%、灯油 4.49%、石油ガス 2.12%、A 重油 0.44%、軽油 0.03%となっています。エネルギーの種別では電気と石炭コークスで9割以上を占めているため、この二つのエネルギー使用量を削減することがCO₂排出量を削減するうえで重要となります。

【エネルギー使用量削減目標】

単位: 熱量換算(GJ)

エネルギーの種類	基準値	CO ₂ 排出割合	目標値	削減効果
	2019 (R元)		2030 (R12)	
①電気	131,427 GJ	60.99%	80,222 GJ	-39.0%
②石炭コークス	68,796 GJ	31.93%	64,668 GJ	-6.0%
③灯油	9,677 GJ	4.49%	9,096 GJ	-6.0%
④石油ガス	4,572 GJ	2.12%	4,480 GJ	-2.0%
⑤A重油	938 GJ	0.44%	919 GJ	-2.0%
⑥軽油	75 GJ	0.03%	73 GJ	-2.6%
合計	215,485 GJ	100.00%	159,458 GJ	-26.0%

①電気

庁内全体のCO₂排出量の6割以上を占めています。新庁舎のZEB化や各施設における太陽光発電等の積極的な導入、高効率なエネルギーシステムや省エネルギー機器(LED 照明、高効率空調、換気システム等)の導入等により、基準値から39%の削減を目標値とします。

②石炭コークス

庁内全体の温室効果ガス排出量の3割以上を占め、ごみ処理施設(クリーンセンター)における施設稼働のための燃料使用がすべてを占めています。ごみ処理施設へのごみの搬入量の削減及び再資源化を推進することにより、基準値の6%の削減を目標値とします。

③灯油

CO₂ 排出量の割合は、ごみ処理施設(クリーンセンター)における施設稼働のための燃料使用が73.9%、火葬場(斎場)が17.8%、小・中学校が8.3%を占めています。

主にクリーンセンターへのごみの搬入量を削減及び再資源化を推進することにより、基準値の6%の削減を目標値とします。

④石油ガス

CO₂ 排出量の割合は、小・中学校におけるエネルギーの使用が83.3%を占めており、その他関連施設からの排出が16.7%になります。主として、設備の運用改善等による省エネルギー対策により、基準値の2%の削減を目標値とします。

⑤A重油

CO₂ 排出量の割合は、本庁舎の使用が41.7%を占めており、その他関連施設からの排出が58.3%になります。設備の運用改善等による省エネルギー対策により基準値の2%の削減を目標値とします。

⑥軽油

庁内全体のCO₂ 排出量のすべてをごみ処理施設(クリーンセンター)が占めており、設備の運用改善等による省エネルギー対策により基準値の3%の削減を目標値とします。

3. 目標実現のための取り組み

(1)本市の事務事業によるCO₂ 排出量

温室効果ガスの排出要因である、電気・石炭コークス・灯油・重油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

施策の方針1-5

○公共施設における再エネ・省エネ設備の導入

公共施設における再エネ設備・省エネ設備の導入によりエネルギー消費量とCO₂ 排出量を削減するため、以下の施策に取り組みます。

基本施策 1-5-1: 新庁舎における自然エネルギーの活用

基本施策 1-5-2: 再生可能エネルギー等の導入

基本施策 1-5-3: 省エネルギー機器・設備の導入

施策の方針1-6

○職員の行動変容促進

職員への意識啓発を進めることで、節電やグリーン購入、資源再利用等の取り組みを定着させるため、以下の施策に取り組みます。

基本施策 1-6-1: グリーン購入・グリーン契約等の推進

基本施策 1-6-2: 職員の日常の取り組み

基本施策 1-6-3: 廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)

基本施策1-5-1 … 新庁舎における自然エネルギーの活用

新庁舎におけるZEB化により、地中熱・太陽光等の自然エネルギー活用によるエネルギー消費量の削減を実現します。

◎主な取り組み

- 地中熱や太陽光発電等の自然エネルギーについて、導入の可能性を調査し、積極的に活用します。
- 自然採光・自然換気システムを採用し、エネルギー効率の高い照明や空調システム等の整備を行い、エネルギー消費量を削減します。
- 雨水の利用や排水の再利用により節水を図ります。
- 少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄できるリサイクル材等のエコマテリアルを積極的に活用します。
- 庁舎周辺や敷地内の緑化により、CO₂吸収源となる緑地空間を創出し、周辺環境の緑の保全に努めます。

基本施策1-5-2 … 再生可能エネルギー等の導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、CO₂の排出量を削減します。

◎主な取り組み

- 国等の補助事業を積極的に活用し、公共施設への太陽光発電設備等の導入を推進し、エネルギー自給率の向上を図ります。
- 地域の特性に応じた太陽光・風力・水力・地中熱・バイオマスなど多様な再生可能エネルギー源を活用することで、エネルギー消費量の削減を図ります。

基本施策1-5-3 … 省エネルギー機器・設備の導入

各施設における高効率なエネルギーシステムや省エネルギー機器等の導入により、エネルギー消費量の削減に取り組みます。

◎主な取り組み

- 省エネ診断等により、設備の運用改善や、高効率な設備への見直しを行い、省エネルギー対策を普及します。
- エネルギー使用状況を見える化し、照明・空調等の最適運転を促す、エネルギー管理システム等を導入します。
- 市役所公用車の更新時には、次世代自動車や低燃費・低公害車など環境負荷低減に資する自動車の導入に努めるとともに、交通に関する省エネルギー対策を率先して進めます。

基本施策1-6-1 … グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(グリーン契約)」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

◎主な取り組み

- 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入に関する普及啓発を進め、製品・商品等の調達に努めます。
- エコマーク商品やリサイクル商品を積極的に選択します。
- 用紙の節減に取り組み、省資源化に努めます。

基本施策1-6-2 … 職員の日常の取り組み

職員への意識啓発を進め、節電等の取り組みを定着させます。

◎主な取り組み

- 電力消費量が上がる夏季・雨季を中心に節電目標を定め、節電の認識を共有します。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- クールビズやウォームビズを励行し、空調は適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際は、できる限り相乗りし、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 雨水や排水処理水を雑用水として、再利用します。

基本施策1-6-3 … 廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)

ごみ分別に対する意識をさらに高め、ごみの減量(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)を積極的に推進します。

◎主な取り組み

- 使用済の用紙や封筒、ファイリング用品等について、適切に再利用します。
- 庁内向けの資料等は、庁内ネットを利用するなど、コピー用紙の使用を極力減らします。
- 資料等は、コンパクトにまとめるなど、配布資料を少なくするよう工夫します。
- 庁内での情報交換を図り、使わない物品等を再利用します。
- プリンタのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルします。
- 排出するごみの分別を行い、資源回収ボックス等を利用して、再資源化を促進します。
- ごみ処理施設(クリーンセンター)で処理する可燃ごみやリサイクルごみ、その他の不燃ごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化します。

3. 目標別の計画指標及び数値目標

<基本施策1-5>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
市公共施設等のCO2排出量	18,396t-CO2	15,787t-CO2	13,613t-CO2	公共施設管理課
市公共建築物における電力使用量	13,409千kWh	10,557千kWh	8,179千kWh	公共施設管理課
クリーンセンターの石炭コークス使用量	2,340 t	2,263 t	2,199 t	環境政策課
公共施設への再エネ設備導入施設数	21 施設	29 施設	後期計画で決定	公共施設管理課 環境政策課
公共施設へのLED導入施設数	15 施設	17 施設	後期計画で決定	公共施設管理課 環境政策課
新規防犯灯のLED導入基数	110 基	550 基	後期計画で決定	危機管理課

<基本施策1-6>

取り組み内容	基準値 2019 (R元)	前期目標 2025 (R7)	目標年度 2030 (R12)	担当課
古紙リサイクル量(庁内分)	21,960 kg	22,678 kg	23,277 kg	公共施設管理課

第4章 目標実現に向けた具体的な取り組み

本計画に掲げた4つの目標を達成していくために、基本となる施策に達成期間を設け、効果的に推進していきます。また、達成期間については、次の4期間を設定します。

- 1)短期:施策の実現に向けて、早急かつ重点的に取り組むもの(概ね3年)
- 2)中期:施策の実現に向けて、長期総合計画や個別計画等に沿って取り組むもの(概ね5年)
- 3)長期:施策の実現に向けて、調査・検討を重ねながら取り組むもの(概ね10年)
- 4)継続:目標の達成期間を設定しないで、継続して取り組むもの(期間設定なし)

■ 4つの目標の施策体系及び達成期間

	4つの目標	施策の方針	基本となる施策	期間
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	1. 地球環境にやさしい生活を実践する 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 施策の方針1~4 (事務事業編) 施策の方針5、6	1.市民・事業者への啓発活動・行動変容促進	1.ライフスタイルの転換	中期
			2.ビジネススタイルの転換	中期
		2.再エネ設備・省エネ設備の普及推進	1.住宅・建物のゼロエミッション化・再エネ自家消費の促進	中期
			2.ゼロエミッション系統電源拡大・再エネ地産地消	中期
			3.事業所・エリアのエネルギーマネジメント	長期
		3.モビリティの低炭素化	1.電動車の普及、充電インフラの拡充	中期
			2.公共交通の利用促進、効率化	中期
		4.緑化によるCO2吸収と気候変動への適応策	1.緑化事業推進	継続
			2.気候変動適応への取り組み検討	中期
		5.公共施設における再エネ・省エネ設備の導入	1.新庁舎における自然エネルギーの利用	中期
			2.再生可能エネルギー等の導入	中期
			3.省エネルギー機器・設備の導入	中期
	6.職員の行動変容促進	1.グリーン購入・グリーン契約等の推進	短期	
		2.職員の日常の取り組み	短期	
		3.廃棄物対策の取り組み(3Rの積極的な推進)	短期	
	2. 豊かな自然を守り育てる 糸島市生物多様性地域戦略	1.多様な自然環境の保全	1.海岸・松林の保全	継続
			2.森林の保全	中期
			3.河川・ため池の保全	長期
			4.農地・里山の保全	中期
		2.豊かな自然の再生	1.河川・ため池の水質の改善	長期
			2.森林・農地・里山の再生	中期
		3.生物多様性の保全	1.希少な動植物の保護・保全	長期
	2.外来生物の対策		継続	
	3. 快適で住みやすい生活環境をつくる	1.地域美化の推進	1.不法投棄対策	継続
			2.ペットの適正な飼育と管理	継続
			3.あき地・空き家などの管理対策	継続
			4.協働による地域美化の推進	継続
		2.生活環境の保全	1.大気の保全	長期
2.騒音・振動・悪臭対策			継続	
3.自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策			中期	
3.循環型社会の形成		1.ごみの減量(Reduce)	短期	
		2.再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進	短期	
		3.3R・廃棄物の適正処理の推進	中期	
4. 協働で環境づくりに取り組む	1.協働の仕組みづくり	1.環境保全活動への参加の仕組みづくり	長期	
	2.環境情報の共有	1.環境情報の整備・発信	中期	
	3.人材の育成と活用	1.環境サポーターの育成・支援	中期	
		2.未来を担う子どもたちの育成	中期	

1 目標別の計画指標及び数値目標の設定の目的

1. はじめに

本計画に示す目標や様々な取り組みは、第2次糸島市長期総合計画の期間に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間です。その中で取り組む目標別の計画指標及び数値目標は、糸島市が目指す環境の姿「豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま」の実現に向けて、市が掲げる4つの目標の中で、環境課題解決のために、優先して取り組む施策や事業につなげていくために示したものです。

また、計画指標及び数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、当初の計画に掲げた現状値の検証、見直しを行い、これを基準にして数値目標を設定し、目標達成を図ります。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、環境審議会において、目標の進捗状況を1年ごとに点検、評価を行い、それに基づき、5年後に新たな計画の策定と、目標項目や数値などを見直していきます。

2. 計画指標及び数値目標の位置づけとねらい

計画指標及び数値目標は、糸島市の環境の現状や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる環境施策の中でも重点的に取り組んで目指す環境の姿を実現していくためのものです。また、目標達成のための施策や事業の実施にあたっては、各主体が協働して取り組みを進め、目指す環境の姿の実現性を高めていきます。

◆糸島市が目指す環境の姿を実現するための4つの目標

1. 地球環境にやさしい生活を実践する
2. 豊かな自然を守り育てる
3. 快適で住みやすい生活環境をつくる
4. 協働で環境づくりに取り組む

目指す環境の姿の実現のため重点的に取り組むべき施策を抽出

目標値を明示した事業

(市民・事業者・環境サポーター・九州大学・関係機関・市が連携、協働して実施)

重点的に推進

糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま」

2 目標別の計画指標及び数値目標

1) 地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

2050年カーボンニュートラルを実現するための計画指標と目標値を示します。

■目標1：地球環境にやさしい生活を実践する

施策の方針	計画指標	基準値(R元年度)	目標値(R7年度)	所管課
1-1~4	糸島市内のCO ₂ 排出量	548千トン (H25/2013)	367千トン	環境政策課
1-1 市民・事業者への啓発活動・行動変容促進	イベント会場、市出前講座による啓発	2回	5回	環境政策課
	事業者向け啓発活動の実施	0回	2回	環境政策課
1-2 再エネ設備・省エネ設備の普及推進	FIT太陽光発電設備容量	家庭用 16.7 MW 産業用 26.0 MW	合計 84.5 kW	環境政策課
	住宅用太陽光発電買取件数	4,020件	4,900件	環境政策課
	自家消費型太陽光発電(10kW未満)設備容量	0.0 kW	1,914.0 kW	環境政策課
	再エネ発電量	60,512 MWh	105,449 MWh	環境政策課
	市内の電気使用量に占める再エネ電気の割合	17.8%	26.4%	環境政策課
1-3 モビリティの低炭素化	バス利用者数	435,721人	470,000人	コミュニティ推進課
1-5 公共施設における再エネ・省エネ設備の導入	市公共施設等のCO ₂ 排出量	14,647トン	13,900トン	公共施設管理課
	市公共建築物における電力使用量			公共施設管理課
	クリーンセンターの石炭コークス使用量	2,340トン	2,263トン	環境政策課
	公共施設への再エネ設備導入施設数	21施設	29施設	公共施設管理課 環境政策課
	公共施設へのLED導入施設数	15施設	17施設	公共施設管理課 環境政策課
	新規防犯灯のLED導入基数	110基	550基	危機管理課
1-6 職員の行動変容促進	古紙リサイクル量(庁内分)	21,960 kg	22,678 kg	公共施設管理課

第5章 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、各主体が連携・協働をしながら進めていくことが重要です。

1 推進体制

1) 糸島市環境審議会

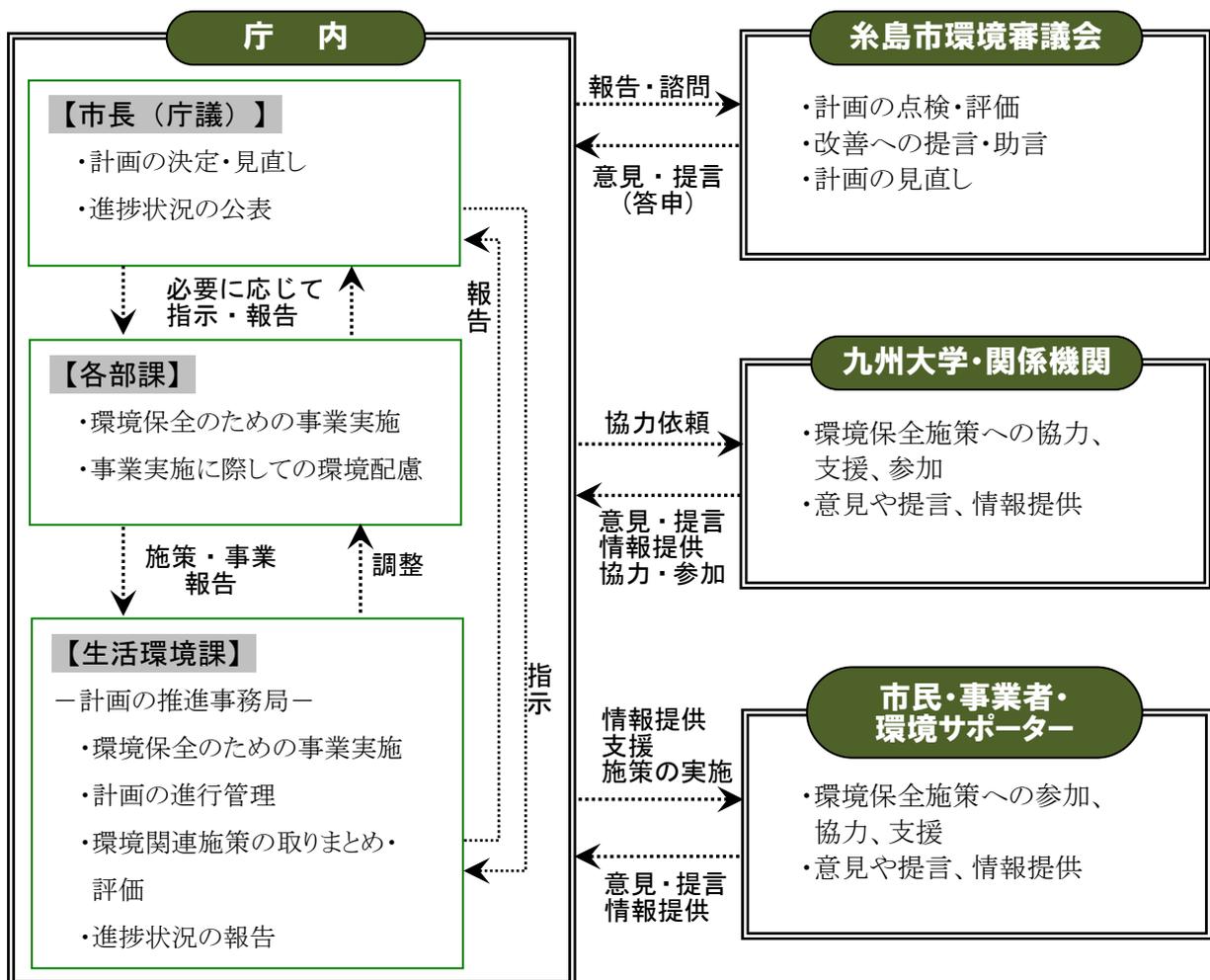
糸島市環境基本条例第9条に規定する環境審議会において、本計画の推進評価や改善に関する提言、見直しなどを行いながら、総合的な点検を行います。

2) 協働による推進体制

本計画の推進を継続的に取り組むために、市民(地域)や事業所、環境サポーター、九州大学、関係機関などと情報交換や連携・協働しながら、具体的な実践を進めます。

3) 庁内推進体制

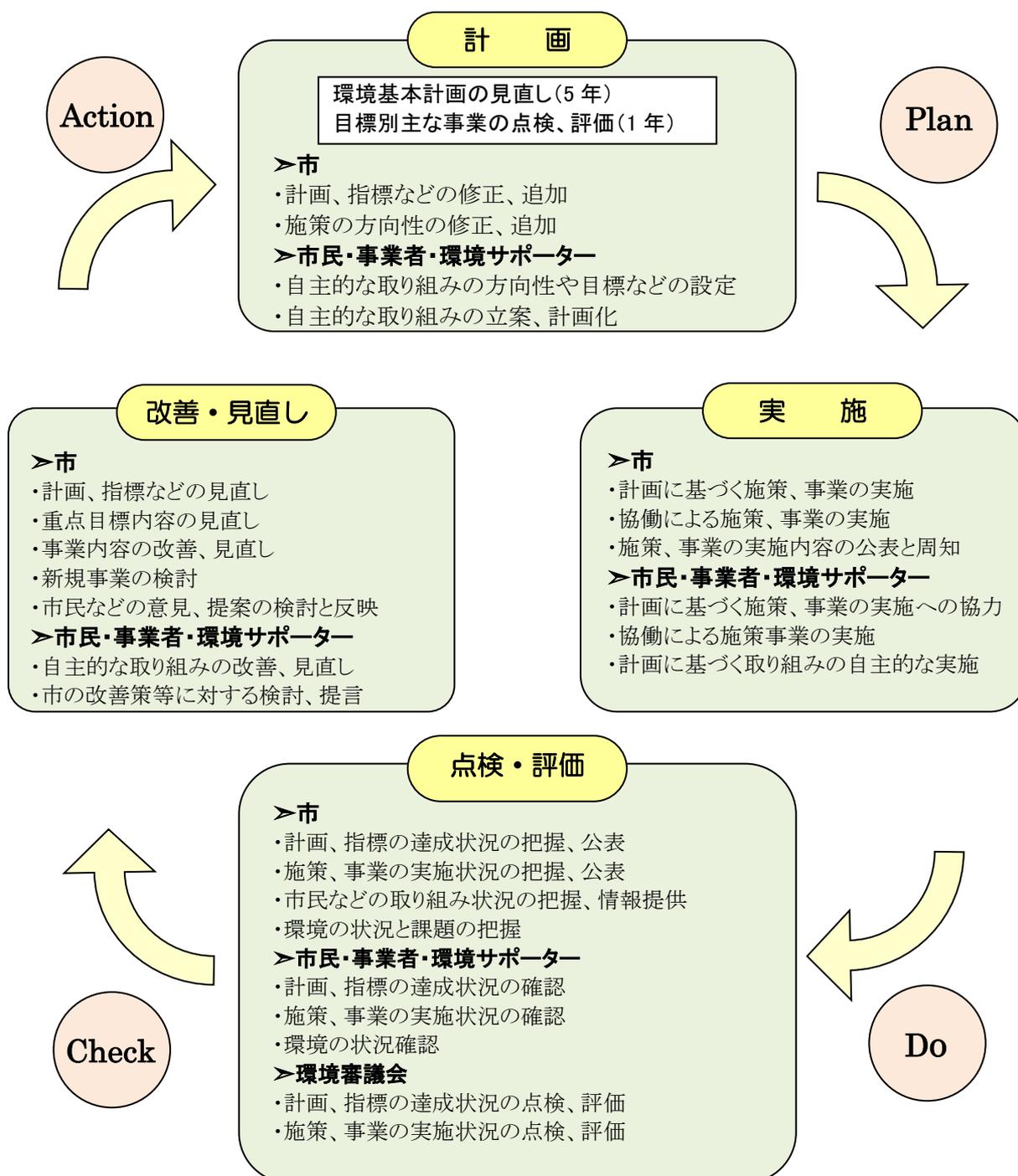
本計画に掲げた施策を総合的・計画的に進めるために、関係部課と連携・協力して、施策の調整や進行管理を行い、全市的な取り組みを進めます。



■ 計画推進体制

2 進行管理

計画の推進にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という「PDCAサイクル」に基づく一連の管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。



■継続的な改善を図る進行管理のながれ

糸島市環境審議会（名簿）

（五十音順、敬称略）

番号	氏 名	所 属	備 考
1	朝田 好春	公募委員	
2	荒木 洋美	くるくるマーケット実行委員会	
3	石井 光則	福岡県広域森林組合	
4	井上 和雄	瑞梅寺オオキツネノカミソリを守る会	
5	坂本 朱美	糸島市商工会	副会長
6	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院	会長
7	末松 勉	公募委員	
8	仲西 利弘	糸島漁業協同組合	
9	中村 勝博	糸島農業協同組合	
10	原田 孝基	公募委員	
11	平野 照実	伊都国の森づくりの会	
12	牧草由紀夫	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
13	柚木 利道	糸島市行政区長会	
14	吉岡愛一郎	糸島市行政区長会	

糸島市環境審議会の開催経緯

◆環境審議会の開催経緯

回	開催日	審議会	審議項目等
1	令和 2 年 8 月 28 日	第 1 回審議会	○会長・副会長の選任 ○諮問 ○環境基本計画策定スケジュールについて ○環境基本計画の骨子（案）について
2	令和 2 年 9 月 28 日	第 2 回審議会	○環境基本計画案について
3	令和 2 年 10 月 20 日	第 3 回審議会	○令和元年度事業進捗状況（中間総括） について ○環境基本計画案について
4	令和 2 年 11 月 13 日	第 4 回審議会	○環境基本計画案について
5	令和 3 年 1 月 18 日	第 5 回審議会	○環境基本計画案について
6	令和 3 年 2 月 26 日	答 申	○環境基本計画案の答申

パブリックコメント

◆環境基本計画（後期計画案）に係るパブリックコメントの結果

項目	内 容
実施期間	令和 2 年 1 2 月 4 日から令和 3 年 1 月 5 日までの 1 か月間
実施方法	・市役所、校区コミュニティセンター、男女共同参画センターラポール、 人権センターに案と意見用紙を配置 ・糸島市ホームページに掲載
提出意見	なし

目標別の主な事業及び数値目標の考え方

■目標 1：地球環境にやさしい生活を実践する

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	目標値の考え方 (所管課)
1-1 再生可能エ ネルギーの 普及推進	住宅用太陽光発電 買取件数	4,020 件	4,900 件	基準値より 20%の増 (生活環境課)
	公共施設へのクリ ーンエネルギー及 び省エネ設備導入 施設数	36 施設	46 施設	基準値より 10 件の増 (管財契約課・生活環境課)
1-2 低炭素型都 市基盤の整 備及び保全	新規防犯灯の LED 導入基数	110 基	550 基	毎年 110 基の増 (危機管理課)
	糸島市内の二酸化 炭素排出量	546 千トン (H29 年度)	504 千トン	毎年 1.5%の減 (生活環境課)
	公共施設等の二酸 化炭素排出量	14,647 トン	13,900 トン	基準値より 5%の減 (管財契約課)
	バス利用者数	435,721 人	470,000 人	基準値より 8%の増 (地域振興課)

実行計画改定の考え方

1. 改定の理由

- (1) 令和3年度の温対法改正に伴い、2030年度における国の温室効果ガス削減目標が上方修正され、地方公共団体にも同様の取組が求められている。
- (2) 法第4条では地球温暖化に関する取り組みの推進を地方公共団体の責務として、法第21条では地方公共団体実行計画の策定が規定されており、実行計画の改定が必要である（現行計画における温室効果ガス削減目標は、法改正以前の水準）。
- ・区域施策編…地方公共団体区域全体の温室効果ガス排出削減計画（国：2013年度比46%削減）
 - ・事務事業編…地方公共団体事務事業の温室効果ガス排出削減計画（国：2013年度比50%削減）

2. 本市実行計画の改定について

- (1) 今回の審議会では、区域施策編（市区域全体）の改定案を審議していただき、令和6年度に事務事業編（市の事務事業）の改定案を審議いただきたい。
- (2) 今改定は、環境基本計画の【目標1・地球環境にやさしい生活を実践する】に関する内容の一部改定である。改定内容について審議会で審議・意見聴取を経て、庁内で決定したい。
- (3) 現行の基本計画は、令和3～12年度（10年間）の前期にあたる令和3～7年度の計画であり、今改定は前期基本計画の一部改定である。後期基本計画（令和8～12年度）は、令和7年度中に策定する予定。

3. 改定案作成における基本的な考え方

- (1) 共通事項を作成
- ・区域施策編と事務事業編に共通する内容を「共通事項」として整理
 - ・現計画に記載されていない「カーボンニュートラル宣言」などの世界・国内の流れを記載
 - ・法改正に伴う国の温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギー普及に関する国の方針を記載することで、市が再生可能エネルギーの普及を進めている背景を説明
 - ・気候変動適応法の紹介と「緩和」と「適応」を追加
 - ・令和3年度策定の「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略」と本実行計画との関連を説明

(2) 区域施策編の内容を更新

- ・ 二酸化炭素排出量の推移に関するデータと考察等を記載
- ・ 2030（令和 12）年における**二酸化炭素排出量削減目標を国に準じて設定**（2013 年度比 46% 削減）
- ・ 施策の方針について、現行の計画に掲げている施策と「地域再生可能エネルギー導入戦略」の施策を融合させ、**施策の方針を拡充**

改 定 前	改 定 後
施策の方針 1-1 再生可能エネルギーの普及推進	施策の方針 1-1 市民・事業者への啓発・行動変容促進
施策の方針 1-2 低炭素型都市基盤の整備及び保全	施策の方針 1-2 再エネ設備・省エネ設備の普及推進
	施策の方針 1-3 モビリティの低炭素化
	施策の方針 1-4 緑化による CO2 吸収と気候変動への適応策

- ・ 目標別の計画指標及び数値目標を、施策の方針 1－1～1－4 で再設定。
- ・ 現計画にある計画指標及び数値目標は継続

(3) 事務事業編の構成を整理

- ・ 現計画のうち、**事務事業編に関する記載方法、レイアウト等を変更**
- ・ 現状分析や**二酸化炭素排出量削減目標等の数値は改定なし（令和 6 年度に改定予定）**
- ・ 事務事業編の 6 項目の取り組みを、内容によって 2 つに分類し、施策の方針 1－5、1－6 として整理。ただし、取り組みの内容は変更なし
 - 施策の方針 1－5 公共施設における再エネ・省エネ設備の導入
 - 施策の方針 1－6 職員の行動変容促進

実行計画改定(案)の概要説明

改定箇所	内 容
<p>P11～16 共通事項</p>	<p>1. 計画策定の背景</p> <p>(1) 気候変動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の解説や影響を記載。 <p>(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の計画策定後に世界各国で取組が始まった「カーボンニュートラル」の説明を追加。各国の動きを記載。 <p>(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向</p> <p>【①カーボンニュートラル宣言と温対法の改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のカーボンニュートラル宣言や法改正などの流れ、国の地球温暖化対策計画の数値目標を記載。 <p>【②再生可能エネルギーの主力電源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が示した第6次エネルギー基本計画（2021年度）における電源構成を記載。再生可能エネルギー発電を増やすことの必要性、再生可能エネルギーの種類を説明。 <p>【③気候変動への適応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への「緩和策」と「適応策」の考えを紹介。現状として具体的な取組については検討中。後期基本計画策定時に向けて追加。 <p>(4) 糸島市におけるこれまでの取組と今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は「地域再生可能エネルギー導入戦略」を令和3年度に策定。2030年CO₂排出46%削減に必要な施策の検討、再エネ導入目標などを算定。計画改定の根拠とする。
<p>P17～18 共通事項</p>	<p>2. 計画の目的と基本的事項</p> <p>(1) 計画の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的、区域施策編と事務事業編の違いを説明。 <p>(2) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画、後期計画、再エネ導入戦略について記載。 <p>(3) 対象とする温室効果ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の温室効果ガス排出状況。本市の計画において対象をCO₂とする理由を記載。

改定箇所	内 容
<p>P19～22 区域施策編</p>	<p>1. 本市の現状</p> <p>(1) CO₂ 排出量の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画策定以後の年度分を追加。 <p>(2) CO₂ 排出量の部門別割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の CO₂ 排出量の特徴を記載（運輸が多い）。 <p>(3) 部門別 CO₂ 排出量の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部門の CO₂ 排出量の推移と考察を記載。
<p>P23～24 区域施策編</p>	<p>2. CO₂ 排出削減目標</p> <p>(1) CO₂ 排出量の将来推計（BAU ケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市において何ら対策を講じない場合の CO₂ 排出量の推計値。 <p>(2) CO₂ 排出量削減の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部門で考えられる施策と、その効果による CO₂ 削減量を記載。再エネ導入戦略策定時に算定したもの。 <p>(3) CO₂ 排出削減目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国に準じて 2030 年度の CO₂ 排出量を 2013 年度比で 46%削減することを目標として設定。
<p>P25～26 区域施策編</p>	<p>3. 目標実現のための取り組み</p> <p>(1) 糸島市の 2050 年における将来ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市は、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けた方向性として地域再生可能エネルギー導入戦略を策定。 ・ 図は戦略で示す本市の将来ビジョン。下表は戦略の 6 施策。 ・ これらの施策と現計画に定めていた取り組みを組み合わせて施策の方針を検討。 <p>(2) CO₂ 排出量削減目標を達成するための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画の「1-1」「1-2」から、「1-4」まで拡大。
<p>P27～34 区域施策編</p>	<p>【施策の方針 1-1 市民・事業者への啓発・行動変容促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとり、事業所の日々の活動等の行動変容は地道であるが着実に CO₂ を減らすことが可能。 ・ ライフスタイルの転換とビジネススタイルの転換で、想定される取り組みを記載。 ・ 環境省が示した「ゼロカーボンアクション 30」を参考に作成。

改定箇所	内 容
<p>P27～34 区域施策編</p>	<p>【施策の方針 1－2 再エネ設備・省エネ設備の普及推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅では電力による CO₂ 排出量が 7 割を占めるため、太陽光発電等による電力の脱炭素化は有効。 ・あわせて省エネにつながる設備導入等を推進。 ・市で補助金等の財源を確保できるものは積極的に補助事業を実施し、財源を確保できないものも国の制度を紹介して促進。 ・有効活用されていない土地等の再エネ利用検討等を記載。 ・市内で発電された再エネ電気を市内に供給する仕組みづくりを記載。 <p>【施策の方針 1－3 モビリティの低炭素化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（EV）の普及について、車両と充電設備両面から取り組むことを記載。 ・エコドライブや宅配ボックス利用など、高額な車両購入以外に有効な手段を記載。 ・可能な限り自転車や徒歩による移動に取り組む、公共交通の利用、オンデマンドバスや自主運行バスなどの新たなサービスを紹介。 <p>【施策の方針 1－4 緑化による CO₂ 吸収と気候変動への適応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から設定してきた、CO₂ 吸収につながる森林保全等の取組を記載。 ・森林等による CO₂ 吸収量のクレジット化について説明図を記載。今後、検討する旨追加。 ・気候変動への備えとして、今後の取組検討の方向性を記載。 ・現時点で具体的な取組は決まっていないが、後期計画策定時に盛り込む内容の検討を行うことを記載。 ・法改正によりクーリングシェルター（熱中症予防のための避難施設）については、先行して協議中のため、その旨記載。
<p>P35～36 区域施策編</p>	<p>4. 目標別の計画指標及び数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 1 全体の数値目標は国に準じ 2030 年 46%削減を設定。 ・施策 1－1 のうちゴミ搬入量などは、環境基本計画の目標 3 との共通事項。従前の目標を継続。 ・施策 1－2 のうち太陽光発電容量は再エネ導入戦略の目標値。

改定箇所	内 容
P35～36 区域施策編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策 1－2 のうち住宅用太陽光発電買取件数は、従前の目標を継続。 ・ 施策 1－2 のうち自家消費型太陽光発電設備容量は、市が現在実施中の「重点対策加速化事業」の目標値。 ・ 施策 1－2 のうち再エネ発電量は再エネ導入戦略の目標値。 ・ 施策 1－2 のうち再エネの割合は国のエネルギー基本計画による 2030 年の目標値と一致。 ・ 施策 1－3 のうちバス利用者は、従前の目標を継続。 ・ 施策 1－4 のうち荒廃森林整備面積などは、環境基本計画の目標 2 との共通事項。従前の目標を継続。
P37～42 事務事業編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画のうち、事務事業編に関する記載方法、レイアウト等を変更。 ・ 現状分析や CO₂ 排出量削減目標等の数値は改定なし（令和 6 年度に改定予定）。 ・ 事務事業編の 6 項目の取り組みを、内容によって 2 つに分類し、施策の方針 1－5、1－6 として整理。 <ul style="list-style-type: none"> 1－5 公共施設における再エネ・省エネ設備の導入 1－6 職員の行動変容促進 ・ 取り組みの内容は変更なし（令和 6 年度に改定予定）。

区域施策編一部改定(案)への意見等に対する回答

令和6年3月22日

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>13 ページ (宮澤委員)</p> <p>●カーボンニュートラルを2050年までに達成することだが、その間に市が考えているビジョンは？市は国の温室効果ガス削減目標を下回っているが。</p>	<p>●温室効果ガス削減目標が国を下回っているのご指摘ですが、国と同等の目標とすることが今回の改定の主目的です。今回区域施策編(市内全域での取り組み)を改定させていただき、事務事業編(市役所の事務事業に関する取り組み)は来年度改定予定です。</p> <p>●25 ページに 2050 年の将来ビジョンを示しています。これは、令和3年度策定「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略」で設定したものです。</p> <p>●将来ビジョンは大変壮大なものに見えますが、これらの実現に向けて足元から進めていくため、戦略ではエネルギー施策を中心に6つの施策を規定しています。</p> <p>●それ以外の施策も地球温暖化対策のために必要な施策がありますので、実行計画では戦略と既存の実行計画の取り組み方針を統合します。</p> <p>●それを26ページ以降の「施策の方針」として定めているものになります。</p> <p>●長期の取り組みとなりますので、まずは2030(令和12)年までの削減達成をめざします。</p>
<p>16 ページ (宮澤委員)</p> <p>●適応策に関して、具体的な取組は検討中とあるが、市としての今後の方向性として何かあれば現段階での状況を示してほしい。</p>	<p>●現時点では、担当課ごとに気候変動適応策として検討・実施しているものがあると思いますが、それを本市の計画として体系的にまとめる作業は後期計画で行いたいと考えております。</p> <p>●ただし、熱中症対策は住民の生命に及ぼす緊急性が高いこと、令和6年4月から気候変動適応法改正が施行されること、この2点を踏まえ、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の開放については先行して検討しています。</p>
<p>21 ページ (朝田委員)</p> <p>●家庭部門のCO2排出量について。世帯数は増加し続けているがCO2排出量は減少とある。2019年から2020年の間はCO2排出量が増加しているが、世帯の増加の割合から見ると減少しているというこ</p>	<p>●2013年度以降の傾向として、世帯数は伸び続けながらも二酸化炭素は減少傾向にあることから、「減少してきました」と記載しています。ご質問があったように2020年度は少し増加していますので、誤</p>

<p>とか。 家庭部門 2019・69千トン⇒2020・84千トン</p>	<p>解を生まないよう、文面を「CO2 排出量は減少傾向にあります」と修正します。</p>
<p>30 ページ (朝田委員)</p> <p>●市から市外へ流出しているエネルギーとあるが、どのようなことか。</p>	<p>●エネルギーを供給する事業者は、九州電力など、市外にある事業者に対して支払われることになるため、糸島市内を循環していません。</p> <p>●プロパンガスの供給事業者の場合でも、ガスの輸入や製造業者は市外にあるため、同様です。</p> <p>●地域でつくられた電気を地域内の事業者が供給する仕組みが構築できれば、その代金は流出しなくなり、地域を潤すことにつながります。</p> <p>※内訳は、おおまかに電気が 40%、ガソリン等の石油等が 35%、ガス等が 25%程度です。</p>
<p>32 ページ (朝田委員)</p> <p>●地域ボランティアによって運用されている「自主運行バスについて、他市町村の例を知っていたが、市のことは知らなかった。どのような運用をしているか知りたい。</p>	<p>●本市では、4つの小学校区で実施されております。長糸、引津、一貴山、福吉</p> <p>●公共交通が不便な地域を縮減するため、市と地域(校区)と協働で実施しています。</p> <p>●市が車両購入費、燃料費、保険料、修繕費などの運行費を負担、地域(校区)は、ボランティアの運転手やスタッフにより、バスの運行を行うものです。</p> <p>●運賃は無料、予約制です。</p> <p>●おおむね週 2～4 日運行しています。</p> <p>●運行は基本的に既存路線バスがないエリアです。</p> <p>●上記以外の校区からも募集しています。</p>
<p>33 ページ (朝田委員)</p> <p>●公共施設を率先して緑化することで地域の緑化を推進し、CO2 吸収源として強化」とあるが、気を付けてほしいことがある。</p> <p>①公共施設や街路樹に落葉樹を植えないでほしい。</p> <p>②桜は満開の時はきれいで良いものだが、花が散ったあと、9～11月までに毎日大量の枯れ葉が落ちるため、近隣住民が掃除していただいているが、大変と聞いている。</p> <p>③都市施設課等の担当課とも関係あると思うので十分協議してほしい。</p>	<p>●環境政策課では直接街路樹の設置等を担当しておりませんので、いただいたご意見については担当課と協議し、現状に対するご意見をお伝えします。</p> <p>●環境政策課では、地域における清掃活動で出たごみを回収するために「ボランティア袋」を窓口で配布しています。お渡しできる枚数には限りがありますが、ぜひご活用ください。</p>

35, 36 ページ (平野委員)

●改定では、目標 1・地球環境にやさしい生活を実践する、の「4. 目標別の計画指標及び数値目標」の目標値は、改定前の目標数値を継続・重複すると考えてよいか。

●今改定における「4. 目標別の計画指標及び数値目標」の目標値は、以下のとおり設定しています。

①CO₂ 排出量の削減目標や再生可能エネルギーの導入目標は、「糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略」に掲げる数値目標を用いており、目標の見直しや新規設定となります。

②それ以外の目標は、原則として現計画を継続します。これらは、糸島市長期総合計画や各課の分野別計画に掲げる目標値と同じものを規定しているため、後期計画策定まで継続する必要があります。

<目標 1 全体>

市内の CO₂ 排出量⇒目標値改定

<基本施策 1-1>

イベント会場、市出前講座による啓発 ⇒新

事業所向け啓発活動の実施 ⇒新

クリーンセンターへのごみ搬入量 ⇒継続

市民 1 人 1 日当たりのごみの搬出量 ⇒継続

ごみの資源化率 ⇒継続

<基本施策 1-2>

F I T 太陽光発電(10kW 未満)設備容量 ⇒新

F I T 太陽光発電(10kW 以上)設備容量 ⇒新

住宅用太陽光発電買取件数 ⇒ 継続

自家消費型太陽光発電(10kW 未満)設備容量⇒新

再エネ発電量 ⇒新

市内の電気使用量に占める再エネ電気の割合⇒新

<基本施策 1-3>

バス利用者数 ⇒ 継続

<基本施策 1-4>

荒廃森林整備面積 ⇒ 継続

広葉樹の森の整備面積 ⇒ 継続

森林の間伐面積 ⇒ 継続

松林保全アダプト制度の登録団体数 ⇒ 継続

40 ページ (朝田委員)

●地中熱や太陽光発電等の自然エネルギーについて導入の可能性を調査し、と記載されているが、新庁舎には太陽光発電が設置されている。地中熱のことか。

●令和 5 年度に新庁舎への太陽光発電と井水熱利用設備 (井戸水の熱を利用する地中熱の一種) を導入していますが、今後、さらに再生可能エネルギーを活用するため、地中熱利用設備の設置を計画しております。

●念のためにお伝えしますが、37 ページ以降は、事務事業編になるため、今回の審議会で記載内容の審議対象等はいりません。